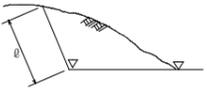
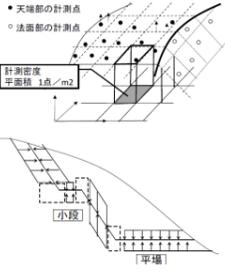


(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)	(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)	摘要
<p style="text-align: center;">土木工事施工管理基準</p> <p>この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、土木工事共通仕様書 第1編 1-1-1-26「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。</p> <p>1. 目的 この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。</p> <p>2. 適用 この管理基準は、神奈川県県土整備局が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。</p> <p>3. 構成</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;"> 施工管理 (工事写真を含む) </div> <div style="margin-right: 10px;"> </div> <div style="margin-right: 10px;"> 工程管理 出来形管理 品質管理 </div> </div> <p>4. 管理の実施</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。 (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。 (3) 受注者は、測定(試験)等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。 (4) 受注者は、測定(試験)等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。 <p>5. 管理項目及び方法</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 工程管理 受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理(ネットワーク、バーチャート方式など)を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計 <p style="text-align: center;">1-4</p>	<p style="text-align: center;">土木工事施工管理基準</p> <p>この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、土木工事共通仕様書 第1編 1-1-1-24「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。</p> <p>1. 目的 この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。</p> <p>2. 適用 この管理基準は、神奈川県県土整備局が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。</p> <p>3. 構成</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;"> 施工管理 (工事写真を含む) </div> <div style="margin-right: 10px;"> </div> <div style="margin-right: 10px;"> 工程管理 出来形管理 品質管理 </div> </div> <p>4. 管理の実施</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。 (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。 (3) 受注者は、測定(試験)等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。 (4) 受注者は、測定(試験)等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。 <p>5. 管理項目及び方法</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 工程管理 受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理(ネットワーク、バーチャート方式など)を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計 <p style="text-align: center;">1-4</p>	<p>番号修正</p>

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和 8 年 4 月版)	(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和 4 年 4 月版)	摘要
<p>画が困難な工事内容については、省略できるものとする。</p> <p>(2) 出来形管理 受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。なお、出来形管理図表は出来形のばらつきが確認できるように、「神奈川県請負工事成績評定採点基準 - 審査項目別運用表 (別紙 4) ばらつきの考え方」を参考に作成するものとする。 また、測定基準において測定箇所数「〇〇につき 1 か所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。</p> <p>(3) 品質管理 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じた品質管理図表を作成するものとする。なお、品質管理図表は品質のばらつきが確認できるように、「神奈川県請負工事成績評定採点基準 - 審査項目別運用表 (別紙 4) ばらつきの考え方」を参考に作成するものとする。 この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。 また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。</p> <p>6. 規 格 値 受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測 (試験・検査・計測) 値は、すべて規格値を満足しなければならない。</p> <p>7. そ の 他 (1) 工事写真 受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p> <p>(2) 情報化施工 10,000m³以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」(平成 25 年 3 月 15 日付け国官技第 291 号、国総公第 133 号)による。 ただし、「T S を用いた出来形管理要領 (土工編)」は「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 第 2 編 土工編」に読み替えるものとし、「T S を用いた出来形管理の監督・検査要領 (河川土工編)」及び「T S を用いた出</p> <p style="text-align: center;">1-5</p>	<p>画が困難な工事内容については、省略できるものとする。</p> <p>(2) 出来形管理 受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。なお、出来形管理図表は出来形のばらつきが確認できるように、「神奈川県請負工事成績評定採点基準 - 審査項目別運用表 (別紙 4) ばらつきの考え方」を参考に作成するものとする。 また、測定基準において測定箇所数「〇〇につき 1 ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。</p> <p>(3) 品質管理 受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じた品質管理図表を作成するものとする。なお、品質管理図表は品質のばらつきが確認できるように、「神奈川県請負工事成績評定採点基準 - 審査項目別運用表 (別紙 4) ばらつきの考え方」を参考に作成するものとする。 この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。 また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。</p> <p>6. 規 格 値 受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測 (試験・検査・計測) 値は、すべて規格値を満足しなければならない。</p> <p>7. そ の 他 (1) 工事写真 受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p> <p>(2) 情報化施工 10,000m³以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」(平成 25 年 3 月 15 日付け国官技第 291 号、国総公第 133 号)による。 ただし、「T S を用いた出来形管理要領 (土工編)」は「3 次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 土工編」に読み替えるものとし、「T S を用いた出来形管理の監督・検査要領 (河川土工編)」及び「T S を用いた出来形管理の監督・検査要領 (道</p> <p style="text-align: center;">1-5</p>	<p>文言修正</p>

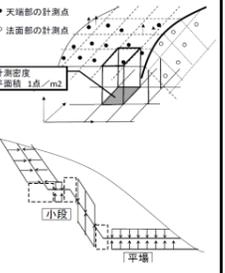
(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和 8 年 4 月版)	(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和 4 年 4 月版)	摘要
<p>来形管理の監督・検査要領(道路土工編)は「TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)」に読み替えるものとする。</p> <p>(3) 3次元データによる出来形管理</p> <p>ICT施工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定によるものとする。</p> <p>なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p> <p>(4) 施工箇所が点在する工事</p> <p>施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定(試験)基準を設定するものとする。</p> <p>なお、これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">1-6</p>	<p>路土工編)は「TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)」に読み替えるものとする。</p> <p>(3) 3次元データによる出来形管理</p> <p>土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」または「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定によるものとする。</p> <p>また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」または「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定によるものとする。</p> <p>河川浚渫工においては、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)河川浚渫工編」の規定によるものとする。</p> <p>なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</p> <p>(4) 施工箇所が点在する工事</p> <p>施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定(試験)基準を設定するものとする。</p> <p>なお、これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">1-6</p>	<p>(一部修正)</p> <p>国の改定に伴い修正</p>

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所		
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	2	1	掘削工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1か所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2か所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書 の測点毎。基準高は、掘削部の両端で 測定。 			
						法 長 ℓ	ℓ < 5 m			-200	
							ℓ ≥ 5 m			法長-4%	
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	2	2	掘削工 (面管理の場合)	平均値	個々の 計測値	1. 3次元データによる出来形管理に において「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」に基づき出来形管 理を面管理で実施する場合、その他本 基準に規定する計測精度・計測密度を 満たす計測方法により出来形管理を 実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含 む)の全面とし、全ての点で設計面と の標高較差または水平較差を算出す る。計測密度は1点/m ² (平面投影 面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm 以内に存在する計測点は、標高較差の 評価から除く。同様に、標高方向に± 5cm以内に存在する計測点は水平較差の 評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの 面とすることを基本とする。規格値が 変わる場合は、評価区間を分割する か、あるいは規格値の条件の最も厳し い値を採用する。 			
						天端	標高較差			±50	±150
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差			±70	±160
		法面 (軟岩1) (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±330						

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所		
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)	平均値	個々の 計測値	1. 3次元データによる出来形管理に において「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」に基づき出来形管 理を面管理で実施する場合、その他本 基準に規定する計測精度・計測密度を 満たす計測方法により出来形管理を 実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、 すべての点で設計面との標高較差を算 出する。計測密度は1点/m ² (平面投 影面積当たり)以上とする。			
						平場	標高較差			±50	±300
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差			±70	±300

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所		
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	2	1	掘削工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 土工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。 			
						法 長 ℓ	ℓ < 5 m			-200	
							ℓ ≥ 5 m			法長-4%	
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	2	2	掘削工 (面管理の場合)	平均値	個々の 計測値	1. 3次元データによる出来形管理に において「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案) 土工編 多点計測技 術(面管理の場合)」に基づき出来形 管理を面管理で実施する場合、その他 本基準に規定する計測精度・計測密度 を満たす計測方法により出来形管理を 実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含 む)の全面とし、全ての点で設計面と の標高較差または水平較差を算出す る。計測密度は1点/m ² (平面投影 面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm 以内に存在する計測点は、標高較差の 評価から除く。同様に、標高方向に± 5cm以内にある計測点は水平較差の評 価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの 面とすることを基本とする。規格値が 変わる場合は、評価区間を分割する か、あるいは規格値の条件の最も厳し い値を採用する。 			
						平場	標高較差			±50	±150
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差			±70	±160

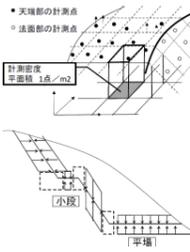
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所		
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)	平均値	個々の 計測値	1. 3次元データによる出来形管理に において「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案) 河川・海岸工事編」に 基づき出来形管理を面管理で実施す る場合、その他本基準に規定する計測 精度・計測密度を満たす計測方法によ り出来形管理を実施する場合に適用す る。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、 すべての点で設計面との標高較差を算 出する。計測密度は1点/m ² (平面投 影面積当たり)以上とする。			
						平場	標高較差			±50	±300
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差			±70	±300

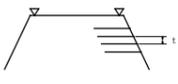
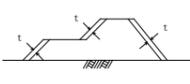
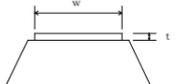
摘要

文言修正
(一部修正)
適用すべき諸基準類との整合

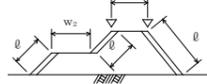
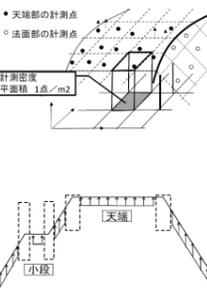
文言修正
(一部修正)
適用すべき諸基準類との整合

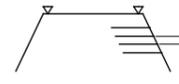
(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に測点毎、基準高は、掘削部の両端で測定。 		
						法長ℓ	ℓ<5m			-200
						ℓ≧5m	法長-4%			
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	2	2	掘削工 (面管理の場合)	天端 標高較差	±50	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平面面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差又は水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。 		
						法面(小段含む) 水平又は標高較差	±70			±160
						法面(軟岩I) 水平又は標高較差	±70			±330

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 		
						厚 さ t	-50			
						控 え 長 さ	設計値以上			
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	5		法面整形工 (盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 		
						幅 w	-100			
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	6		堤防天端工	厚 さ t	t<15cm	-25	幅は、施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは、施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下は2ヶ所、中央で測定。 	
						t≧15cm	-50			
						幅 w	-100			

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	3	1	盛土工	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。基準高は各法肩で測定。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編計測技術(断面管理の場合)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は各法肩で測定。 		
						法長ℓ	ℓ<5m			-100
						ℓ≧5m	法長-2%			
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 ・ 海 岸 ・ 砂 防 土 工	3	2	盛土工 (面管理の場合)	天端 標高較差	-50	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。 		
						法面(小段含む) 4割<勾配 標高較差	-50			-170
						法面(小段含む) 4割≧勾配 標高較差	-60			-170

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	4		盛土補強工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 		
						厚 さ t	-50			
						控 え 長 さ	設計値以上			
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	5		法面整形工 (盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。 		
						幅 w	-100			
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	6		堤防天端工	厚 さ t	t<15cm	-25	幅は、施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは、施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下は2ヶ所、中央で測定。 	
						t≧15cm	-50			
						幅 w	-100			

摘要

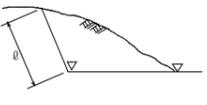
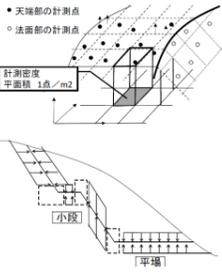
文言修正
(一部修正)
適用すべき諸基準類との整合

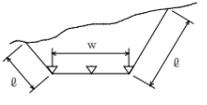
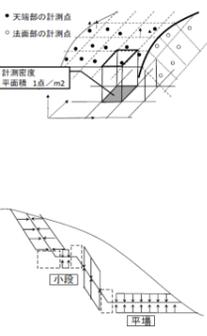
文言修正
(一部追加)
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の記載を追加

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

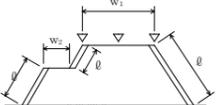
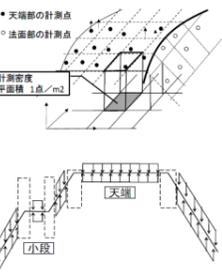
(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

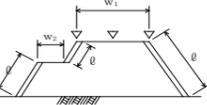
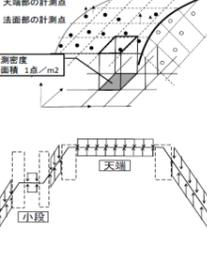
摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所							
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1か所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2か所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の見点毎、基準高は、掘削部の両端で測定。								
						法長 ℓ	ℓ < 5m			-200						
							ℓ ≥ 5m			法長-4%						
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	2	2	掘削工 (面管理の場合)	<table border="1"> <tr> <td>平均値</td> <td>個々の計測値</td> </tr> <tr> <td>天端 標高較差</td> <td>±50 ±150</td> </tr> <tr> <td>法面 水平又は標高較差</td> <td>±70 ±160</td> </tr> <tr> <td>法面(軟岩1) 水平又は標高較差</td> <td>±70 ±330</td> </tr> </table>	平均値	個々の計測値	天端 標高較差	±50 ±150	法面 水平又は標高較差	±70 ±160	法面(軟岩1) 水平又は標高較差	±70 ±330	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差又は水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	
平均値	個々の計測値															
天端 標高較差	±50 ±150															
法面 水平又は標高較差	±70 ±160															
法面(軟岩1) 水平又は標高較差	±70 ±330															

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所							
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 土工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の見点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。								
						法長 ℓ	ℓ < 5m			-200						
							ℓ ≥ 5m			法長-4%						
幅	w	-100														
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	2	2	掘削工 (面管理の場合)	<table border="1"> <tr> <td>平均値</td> <td>個々の計測値</td> </tr> <tr> <td>平場 標高較差</td> <td>±50 ±150</td> </tr> <tr> <td>法面(小段含む) 水平または標高較差</td> <td>±70 ±160</td> </tr> <tr> <td>法面(軟岩1) 水平または標高較差</td> <td>±70 ±330</td> </tr> </table>	平均値	個々の計測値	平場 標高較差	±50 ±150	法面(小段含む) 水平または標高較差	±70 ±160	法面(軟岩1) 水平または標高較差	±70 ±330	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	
平均値	個々の計測値															
平場 標高較差	±50 ±150															
法面(小段含む) 水平または標高較差	±70 ±160															
法面(軟岩1) 水平または標高較差	±70 ±330															

文言修正
(一部修正)
適用すべき諸基準類との整合

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所					
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1か所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2か所。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の見点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。						
						法長 ℓ	ℓ < 5m			-100				
							ℓ ≥ 5m			法長-2%				
幅	w ₁ , w ₂	-100												
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3	2	路体盛土工 (面管理の場合) 路床盛土工 (面管理の場合)	<table border="1"> <tr> <td>平均値</td> <td>個々の計測値</td> </tr> <tr> <td>天端 標高較差</td> <td>±50 ±150</td> </tr> <tr> <td>法面 標高較差</td> <td>±80 ±190</td> </tr> </table>	平均値	個々の計測値	天端 標高較差	±50 ±150	法面 標高較差	±80 ±190	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	
平均値	個々の計測値													
天端 標高較差	±50 ±150													
法面 標高較差	±80 ±190													

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所					
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1箇所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2箇所。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 土工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の見点毎、基準高は、道路中心線及び端部で測定。						
						法長 ℓ	ℓ < 5m			-100				
							ℓ ≥ 5m			法長-2%				
幅	w ₁ , w ₂	-100												
1 共通 編	2 土 工	4 道 路 土 工	3	2	路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)	<table border="1"> <tr> <td>平均値</td> <td>個々の計測値</td> </tr> <tr> <td>天端 標高較差</td> <td>±50 ±150</td> </tr> <tr> <td>法面(小段含む) 標高較差</td> <td>±80 ±190</td> </tr> </table>	平均値	個々の計測値	天端 標高較差	±50 ±150	法面(小段含む) 標高較差	±80 ±190	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 土工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	
平均値	個々の計測値													
天端 標高較差	±50 ±150													
法面(小段含む) 標高較差	±80 ±190													

文言修正

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

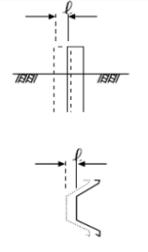
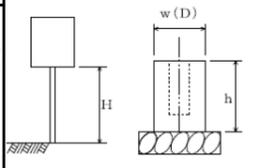
摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
1 共通 編	2 土工	4 道路 土工	5		法面整形工 (盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。	
						平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D: n本間の延長 n: 10本程度とする φ: 鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶり、コンクリート標準示方書(設計編:標準7編2章2.1)参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編5.2)による。 注1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁(PC橋含む)の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及びかぶり測定要領」も併せて適用する。	
1 共通 編	3 無筋、 鉄筋 コンクリート	7 鉄筋 工	4		組立て	かぶり t	設計かぶり ±φかつ 最小かぶり 以上		
						平均間隔 d	±φ		

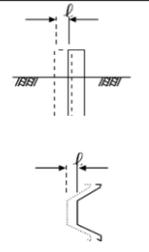
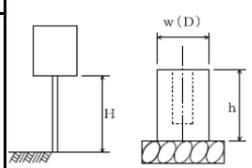
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
1 共通 編	2 土工	4 道路 土工	5		法面整形工 (盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。	
						平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D: n本間の延長 n: 10本程度とする φ: 鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶり、コンクリート標準示方書(設計編:標準7編2章2.1)参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編5.2)による。 注1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁(PC橋含む)の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及びかぶり測定要領」も併せて適用する。	
1 共通 編	3 無筋、 鉄筋 コンクリート	7 鉄筋 工	4		組立て	かぶり t	±φかつ 最小かぶり 以上		
						平均間隔 d	±φ		

文言修正
(一部追加)
国の改正に伴い追加

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
3	2	3	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準高 ∇	±50	基準高は施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 変位は、施工延長 20m (測点間隔 25m の場合は 25m) につき 1ヶ所、延長 20m (又は 25m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	
						根入長	設計値以上		
						変位 ℓ	100		
3	2	3	5		緑石工 (緑石・アスカープ)	延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。	
3	2	3	6		小型標識工	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基 基礎 1基毎	
						幅 W (D)	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
						高さ h	-30		
						根入長	設計値以上		

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
3	2	3	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕 (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準高 ∇	±50	基準高は施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 変位は、施工延長 20m (測点間隔 25m の場合は 25m) につき 1ヶ所、延長 20m (又は 25m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。	
						根入長	設計値以上		
						変位 ℓ	100		
3	2	3	5		緑石工 (緑石・アスカープ)	延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。	
3	2	3	6		小型標識工	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基 基礎 1基毎	
						幅 W (D)	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
						高さ h	-30		
						根入れ長	設計値以上		

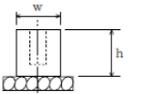
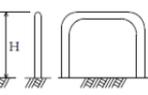
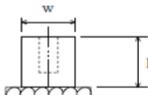
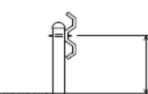
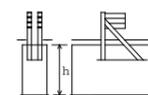
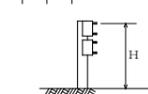
摘要

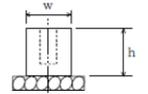
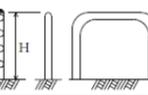
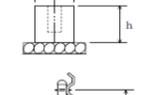
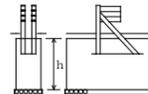
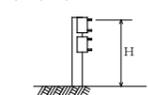
文言修正
(一部追加)
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の記載を追加
(一部修正)
適用すべき諸基準類との整合

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

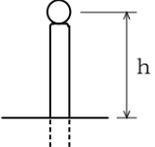
(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	
3	2	3	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 W	-30	単独基礎 10 基につき 1 基、10 基以下 のものは 2 基測定。測定箇所は 1 基 につき 1 か所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測点の 管理方法を用いることができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測点の 管理方法を用いることができる。	 
						基礎	高さ h	-30		
						パイプ取付高 H	+30 -20	1 か所 / 1 施工箇所		
3	2	3	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅 W	-30	1 か所 / 施工延長 40m 40m 以下のものは、2 か所 / 1 施工箇 所 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測点の 管理方法を用いることができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測点の 管理方法を用いることができる。	 
						基礎	高さ h	-30		
						ビーム取付高 H	+30 -20	1 か所 / 1 施工箇所		
3	2	3	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅 W	-30	1 か所 / 1 基礎毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測点の 管理方法を用いることができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測点の 管理方法を用いることができる。	 
						基礎	高さ h	-30		
						基礎	延長 L	-100		
						ケーブル取付高 H	+30 -20	1 か所 / 1 施工箇所		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	
3	2	3	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 W	-30	単独基礎 10 基につき 1 基、10 基以下 のものは 2 基測定。測定箇所は 1 基 につき 1 か所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測点の 管理方法を用いることができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測点の 管理方法を用いることができる。	 
						基礎	高さ h	-30		
						パイプ取付高 H	+30 -20	1 か所 / 1 施工箇所		
3	2	3	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅 W	-30	1 か所 / 施工延長 40m 40m 以下のものは、2 か所 / 1 施工箇 所 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測点の 管理方法を用いることができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測点の 管理方法を用いることができる。	 
						基礎	高さ h	-30		
						ビーム取付高 H	+30 -20	1 か所 / 1 施工箇所		
3	2	3	8	2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅 W	-30	1 か所 / 1 基礎毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測点の 管理方法を用いることができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定による測点の 管理方法を用いることができる。	 
						基礎	高さ h	-30		
						基礎	延長 L	-100		
						ケーブル取付高 H	+30 -20	1 か所 / 1 施工箇所		

文言修正
(一部追加)
「3次元計測技術を用いた
出来形管理要領(案)」の記
載を追加

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)										(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)										摘要	
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	文言修正 (一部追加) 「3次元計測技術を用いた 出来形管理要領(案)」の記 載を追加	
3	2	3	9		区画線工	厚 さ t (溶融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1か所テストピースにより測定。		3	2	3	9		区画線工	厚 さ t (溶融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1か所テストピースにより測定。			
						幅 W	設計値以上									幅 W	設計値以上				
3	2	3	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高 さ h	±30	1か所/10本 10本以下の場合は、2か所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		3	2	3	10		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高 さ h	±30	1か所/10本 10本以下の場合は、2か所測定。			
3	2	3	11		コンクリート面塗装工	塗料使用量	綱道路橋防食便覧II-82 「表-II.5.5 各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量(充缶数)と、塗付作業終了時に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。		3	2	3	11		コンクリート面塗装工	塗料使用量	綱道路橋防食便覧II-82 「表-II.5.5 各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量(充缶数)と、塗付作業終了時に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。			

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

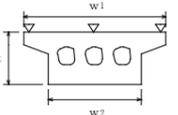
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	12	1	プレテンション桁製作工 (購入工) (けた橋)	桁長 L (m)	±L/1000	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。	
						断面の外形寸法	±5		
						橋 桁 の そ り δ ₁	±8		
						横方向の曲がり δ ₂	±10		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	12	2	プレテンション桁製作工 (購入工) (スラブ桁)	桁長 L (m)	±10… L≤10m ±L/1000… L>10m	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。	
						断面の外形寸法	±5		
						橋 桁 の そ り δ ₁	±8		
						横方向の曲がり δ ₂	±10		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	13		ポストテンション桁製作工	幅 (上) w ₁	+10 -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。 ℓ: 支間長 (m)	
						幅 (下) w ₂	±5		
						高 さ h	+10 -5		
						桁 長 ℓ 支 間 長	ℓ<15…±10 ℓ≥15… ±(ℓ-5) かつ -30mm 以内		
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	13	1	ポストテンション桁製作工	幅 (上) w ₁	+10 -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。 ℓ: 支間長 (m)	
						幅 (下) w ₂	±5		
						高 さ h	+10 -5		
						桁 長 ℓ 支 間 長	ℓ<15…±10 ℓ≥15… ±(ℓ-5) かつ -30mm 以内		
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ		

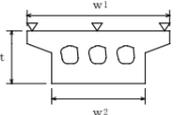
文言修正

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
3	2	3	14	1	プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)	桁 長 ℓ	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所にて測定。	
						断面の外形寸法 (mm)	—		
3	2	3	14	2	プレキャストセグメント主桁組立工	桁 長 ℓ	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内	桁全数について測定。横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ℓ : 支間長 (m)	
						支 間 長			
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ		
3	2	3	15	PCホロースラブ製作工	基 準 高 ∇	± 20	桁全数について測定。基準高は、1径間当たり2ヶ所 (支点付近) で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編 3-2-18-2 床版工に準ずる。 ℓ : 桁長 (m)		
					幅 w_1, w_2	-5 ~ +30			
					厚 さ t	-10 ~ +20			
					桁 長 ℓ	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
3	2	3	13	2	プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)	桁 長 ℓ	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所にて測定。	
						断面の外形寸法 (mm)	—		
3	2	3	14	2	プレキャストセグメント主桁組立工	桁 長 ℓ	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内	桁全数について測定。横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ℓ : 支間長 (m)	
						支 間 長			
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ		
3	2	3	15	PCホロースラブ製作工	基 準 高 ∇	± 20	桁全数について測定。基準高は、1径間当たり2ヶ所 (支点付近) で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編 3-2-18-2 床版工に準ずる。 ℓ : 桁長 (m)		
					幅 w_1, w_2	-5 ~ +30			
					厚 さ t	-10 ~ +20			
					桁 長 ℓ	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内			

番号修正
文言修正

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	16	1	PC箱桁製作工	基 準 高 ∇	± 20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2か所(支点付近)で1か所当たり両端と中央部の3点、幅及び高さは1径間当たり両端と中央部の3か所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編 3-2-18-2 床版工に準ずる。 ℓ : 桁長 (m)		
						幅 (上) w_1	$-5 \sim +30$			
						幅 (下) w_2	$-5 \sim +30$			
						内 空 幅 w_3	± 5			
						高 さ h_1	$+10$ -5			
						内 空 高 さ h_2	$+10$ -5			
桁 長 ℓ	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内									
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	16	2	PC押し箱桁製作工	幅 (上) w_1	$-5 \sim +30$	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3か所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編 3-2-18-2 床版工に準ずる。 ℓ : 桁長 (m)		
						幅 (下) w_2	$-5 \sim +30$			
						内 空 幅 w_3	± 5			
						高 さ h_1	$+10$ -5			
						内 空 高 さ h_2	$+10$ -5			
						桁 長 ℓ	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	17	根固めブロック工	層積	基 準 高 ∇	± 100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1か所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2か所。 幅、厚さは40個につき1か所測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w_1, w_2	-20			
						延 長 L_1, L_2	-200			
				乱積	乱積	基 準 高 ∇	$\pm t/2$	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1か所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2か所。 1施工箇所毎		
						延 長 L_1, L_2	$-t/2$			
										t は根固めブロックの高さ

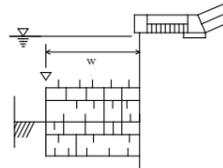
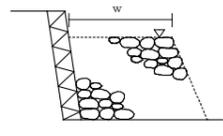
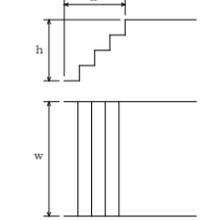
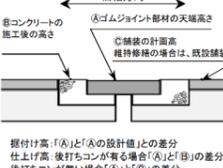
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	16	1	PC箱桁製作工	基 準 高 ∇	± 20	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び高さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編 3-2-18-2 床版工に準ずる。 ℓ : 桁長 (m)		
						幅 (上) w_1	$-5 \sim +30$			
						幅 (下) w_2	$-5 \sim +30$			
						内 空 幅 w_3	± 5			
						高 さ h_1	$+10$ -5			
						内 空 高 さ h_2	$+10$ -5			
桁 長 ℓ	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内									
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	16	2	PC押し箱桁製作工	幅 (上) w_1	$-5 \sim +30$	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編 3-2-18-2 床版工に準ずる。 ℓ : 桁長 (m)		
						幅 (下) w_2	$-5 \sim +30$			
						内 空 幅 w_3	± 5			
						高 さ h_1	$+10$ -5			
						内 空 高 さ h_2	$+10$ -5			
						桁 長 ℓ	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	17	根固めブロック工	層積	基 準 高 ∇	± 100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w_1, w_2	-20			
						延 長 L_1, L_2	-200			
				乱積	乱積	基 準 高 ∇	$\pm t/2$	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎		
						延 長 L_1, L_2	$-t/2$			
										t は根固めブロックの高さ

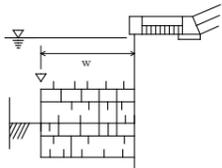
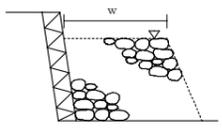
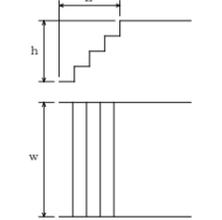
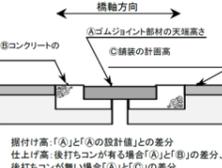
文言修正

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	18		沈床工	基準高▽	±150	1組毎	
						幅 w	±300		
						延長 L	-200		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	19		捨石工	基準高▽	-100	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1 か所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇 所につき 2 か所。	
						幅 w	-100		
						延長 L	-200		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	22		階段工	幅 w	-30	1回 / 1 施工箇所	
						高さ h	-30		
						長さ L	-30		
						段 数	±0 段		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	±3	高さについては車道端部及び中央部の 3点 表面の凹凸は長手方向 (橋軸直角方 向) に 3m の直線定規で測って凹凸が 3mm 以下	
						表面の凹凸	3		
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	18		沈床工	基準高▽	±150	1組毎	
						幅 w	±300		
						延長 L	-200		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	19		捨石工	基準高▽	-100	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1 か所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 か所。	
						幅 w	-100		
						延長 L	-200		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	22		階段工	幅 w	-30	1 か所 / 1 施工箇所	
						高さ h	-30		
						長さ L	-30		
						段 数	±0 段		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	±3	高さについては車道端部及び中央部の 3点 表面の凹凸は長手方向 (橋軸直角方 向) に 3m の直線定規で測って凹凸が 3mm 以下	
						表面の凹凸	3		
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2		

文言修正
(一部修正)
図の更新

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点。 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点	
						据付け高さ	±3		
						橋軸方向各点誤差の相対差	3		
						表面の凹凸	3		
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2		
						歯咬み合い部の縦方向間隔 w_1	±2		
歯咬み合い部の横方向間隔 w_2	±5								
仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2								
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下	
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~+3		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	基準高 ∇	±500	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1か所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2か所。	
						法長 ℓ	-200		
						延長 L	-200		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	法長 ℓ	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1か所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2か所。	
						厚さ t	-0.2 t		
						延長 L	-200		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点。 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点	
						据付け高さ	±3		
						橋軸方向各点誤差の相対差	3		
						表面の凹凸	3		
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2		
						歯咬み合い部の縦方向間隔 w_1	±2		
歯咬み合い部の横方向間隔 w_2	±5								
仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2								
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	24	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下	
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0~+3		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	26	1	多自然型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	基準高 ∇	±500	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1か所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2か所。	
						法長 ℓ	-200		
						延長 L	-200		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	26	2	多自然型護岸工 (かごマット)	法長 ℓ	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1か所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2か所。	
						厚さ t	-0.2 t		
						延長 L	-200		

文言修正

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$	-50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1 か所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇 所につき 2 か所。	
							$\ell \geq 3\text{m}$	-100		
						厚 さ t		-50		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高 さ h		-100	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1 か所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇 所につき 2 か所。	
						延 長 L ₁ , L ₂		-200		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	28		プレキャストカルバ ート工 (プレキャストボック ス工) (プレキャストパイプ工)	基 準 高 ∇		± 30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1 か所、施工延長 40 m (又は 50m) 以下のものは 1 施工 箇所につき 2 か所。 ※印は、現場打部分のある場合。	
						※幅 w		-50		
						※高 さ h		-30		
						延 長 L		-200		

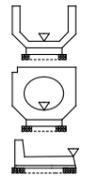
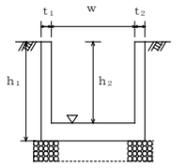
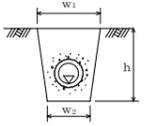
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	27	1	羽口工 (じゃかご)	法長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$	-50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1 か所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇 所につき 2 か所。	
							$\ell \geq 3\text{m}$	-100		
						厚 さ t		-50		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	27	2	羽口工 (ふとんかご、かご枠)	高 さ h		-100	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1 か所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇 所につき 2 か所。	
						延 長 L ₁ , L ₂		-200		
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	28		プレキャストカルバ ート工 (プレキャストボック ス工) (プレキャストパイプ工)	基 準 高 ∇		± 30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1 か所、施工延長 40 m (又は 50m) 以下のものは 1 施工 箇所につき 2 か所。 ※印は、現場打部分のある場合。	
						※幅 w		-50		
						※高 さ h		-30		
						延 長 L		-200		

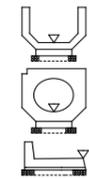
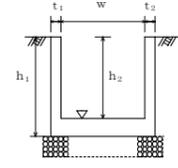
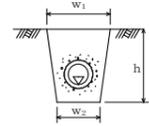
文言修正

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基 準 高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1か所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2か所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1か所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。	
						延 長 L	-200		
						基 準 高 ∇	± 30		
						厚 さ t_1, t_2	-20		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	2	側溝工 (場所打水路工)	幅	-30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1か所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2か所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。	
						高 さ h_1, h_2	-30		
						延 長 L	-200		
						基 準 高 ∇	± 30		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	3	側溝工 (暗渠工)	幅	-50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1か所、 延長40m (又は50m) 以下のものは1施工につき2か所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。	
						深 さ h	-30		
						延 長 L	-200		
						基 準 高 ∇	± 30		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基 準 高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1か所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2か所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。	
						延 長 L	-200		
						基 準 高 ∇	± 30		
						厚 さ t_1, t_2	-20		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	2	側溝工 (現場打水路工)	幅	-30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、施工延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎	
						高 さ h_1, h_2	-30		
						延 長 L	-200		
						基 準 高 ∇	± 30		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	3 共 通 的 工 種	29	3	側溝工 (暗渠工)	幅	-50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所。 延長40m (又は50m) 以下のものは1施工につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編 計測技術(断面管理の場合)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。	
						深 さ h	-30		
						延 長 L	-200		
						基 準 高 ∇	± 30		

文言修正
(一部追加)
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の記載を追加

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	30		集水桝工	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
						※厚さ t1~t5	-20		
						※幅 w1, w2	-30		
						※高さ h1, h2	-30		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	31		現場塗装工	塗膜厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500㎡とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。	

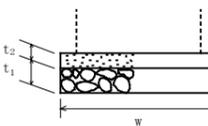
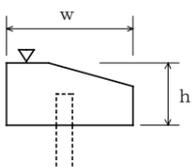
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	30		集水桝工	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合	
						※厚さ t1~t5	-20		
						※幅 w1, w2	-30		
						※高さ h1, h2	-30		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	3 共通 的工 種	31		現場塗装工	塗膜厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500㎡とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。	

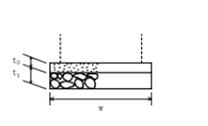
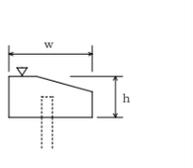
文言修正
(一部追加)
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の記載を追加

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	1	1	一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
						厚さ t ₁ , t ₂	-30		
						延 長 L	各構造物の規格値による		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	3	1	基礎工 (護岸) (現場打)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	
						幅 w	-30		
						高 さ h	-30		
						延 長 L	-200		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	1	1	一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
						厚さ t ₁ , t ₂	-30		
						延 長 L	各構造物の規格値による		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	4 基 礎 工	3	1	基礎工 (護岸) (現場打)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m (又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
						幅 w	-30		
						高 さ h	-30		
						延 長 L	-200		

文言修正
(一部追加)
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の記載を追加

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	3	2	基礎工(護岸) (プレキャスト)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1か所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2か所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
						延長L	-200		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は縦断方向(道路線形方向、橋軸方向等)とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$
						根入長	設計値以上		
						偏心量 d	D/4以内かつ100以内		
						傾斜	1/100以内		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は縦断方向(道路線形方向、橋軸方向等)とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$
						根入長	設計値以上		
						偏心量 d	D/4以内かつ100以内		
						傾斜	1/100以内		
						杭径 D	設計値以上		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	5		場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は縦断方向(道路線形方向、橋軸方向等)とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$
						根入長	設計値以上		
						偏心量 d	100以内		
						傾斜	1/100以内		
						杭径 D	設計値(公称径) -30以上		

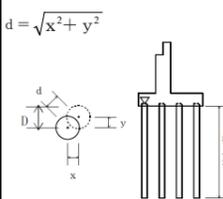
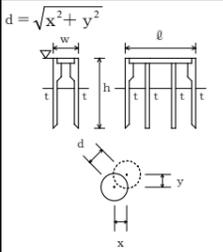
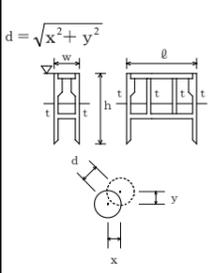
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	3	2	基礎工(護岸) (プレキャスト)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
						延長L	-200		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	4	1	既製杭工 (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は縦断方向(道路線形方向、橋軸方向等)とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$
						根入長	設計値以上		
						偏心量 d	D/4以内かつ100以内		
						傾斜	1/100以内		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	4	2	既製杭工 (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は縦断方向(道路線形方向、橋軸方向等)とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$
						根入長	設計値以上		
						偏心量 d	100以内		
						傾斜	1/100以内		
						杭径 D	設計値以上		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	5		場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は縦断方向(道路線形方向、橋軸方向等)とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$
						根入長	設計値以上		
						偏心量 d	100以内		
						傾斜	1/100以内		
						杭径 D	設計値(公称径) -30以上		

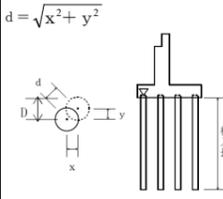
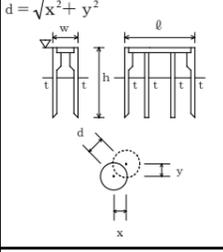
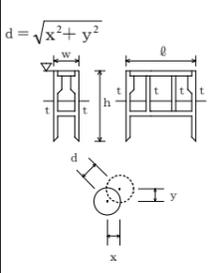
文言修正
(一部追加)
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の記載を追加

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

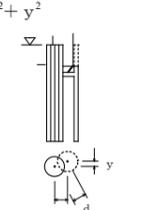
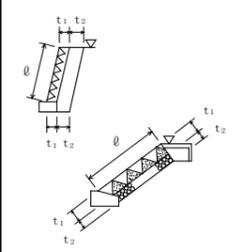
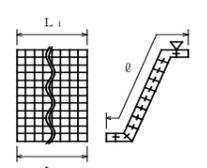
摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	6		深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 ※ライフプレートの場合はその内径、補強リブを必要とする場合は補強リブの内径とし、モルタルイングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 
						根入長	設計値以上		
						偏心量 d	150 以内		
						傾斜	1/50 以内		
						基礎径 D	設計径（公称径）以上※		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	7		オープンケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 
						ケーソンの長さ ℓ	-50		
						ケーソンの幅 w	-50		
						ケーソンの高さ h	-100		
						ケーソンの壁厚 t	-20		
						偏心量 d	300 以内		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 
						ケーソンの長さ ℓ	-50		
						ケーソンの幅 w	-50		
						ケーソンの高さ h	-100		
						ケーソンの壁厚 t	-20		
						偏心量 d	300 以内		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	6		深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 ※ライフプレートの場合はその内径、補強リブを必要とする場合は補強リブの内径とし、モルタルイングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 
						根入長	設計値以上		
						偏心量 d	150 以内		
						傾斜	1/50 以内		
						基礎径 D	設計径（公称径）以上※		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	7		オープンケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 
						ケーソンの長さ ℓ	-50		
						ケーソンの幅 w	-50		
						ケーソンの高さ h	-100		
						ケーソンの壁厚 t	-20		
						偏心量 d	300 以内		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	8		ニューマチックケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 
						ケーソンの長さ ℓ	-50		
						ケーソンの幅 w	-50		
						ケーソンの高さ h	-100		
						ケーソンの壁厚 t	-20		
						偏心量 d	300 以内		

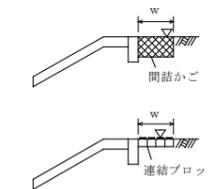
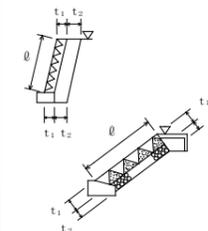
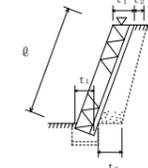
(一部追加)
国の改正に伴い追加

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	4 基礎 工	9		鋼管矢板基礎工	基準高▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$		
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	300以内			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	5 石・ ブロック 積(張) 工	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						法長φ	φ<3m			-50
							φ≥3m			-100
						厚さ(ブロック) t1				-50
						厚さ(裏込) t2				-50
						延長 L				-200
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	5 石・ ブロック 積(張) 工	3	2	コンクリートブロック工 (連筋ブロック張り)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						法長φ				-100
						延長 L1, L2				-200

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	6	4	橋面防水工(シート系床版防水層)	シートの重ね幅	-20~+50	標準重ね幅 100mmに対し、1施工箇所毎に目視と測定により全面を確認		

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	5 石・ ブロック 積(張) 工	3	3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	5 石・ ブロック 積(張) 工	4		緑化ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						法長φ	φ<3m			-50
							φ≥3m			-100
						厚さ(ブロック) t1				-50
						厚さ(裏込) t2				-50
						延長 L				-200
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	5 石・ ブロック 積(張) 工	5		石積(張)工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						法長φ	φ<3m			-50
							φ≥3m			-100
						厚さ(石積・張) t1				-50
						厚さ(裏込) t2				-50
						延長 L				-200

摘要

文言修正
(一部修正)
適用すべき諸基準類との整合

(新規)
国の改正に伴い追加

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線40m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取等について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によることが出来る。
						幅	-50	-50	-	-		
3	2	6	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	-	-	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線40m毎に1ヶ所掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいう。 ①施工面積で2,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいう。 ①施工面積で2,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満
						厚 さ	-45	-45	-15	-15		
3	2	6	7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいう。 ①施工面積で2,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15		

文言修正
(一部追加)
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の記載を追加
(一部修正)
適用すべき諸基準類との整合

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版) (旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版) 摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あり、使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいう。同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t	
						幅	-50	-50	—	—		
3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あり、使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいう。同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t	
						幅	-50	-50	—	—		
3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	

文言修正
(一部追加)
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の記載を追加
(一部修正)
適用すべき諸基準類との整合

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版) (旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版) 摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所割とし、厚さは、各車線40m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長40m毎に1ヶ所割とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取等について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によることが出来る。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいう。舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいう。同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	
						幅	-50	-50	—	—		
3	2	6	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいう。同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所割とし、厚さは各車線40m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長40m毎に1ヶ所割とし、道路中心線および端部で測定。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取等について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によることが出来る。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいう。舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいう。同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	
						幅	-50	-50	—	—		
3	2	6	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいう。同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	

文言修正
(一部追加)
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の記載を追加
(一部修正)
適用すべき諸基準類との整合

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)											(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)											摘要			
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)											個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下										中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	7	7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001~10,000㎡以下 10個 10,001~20,000㎡以下 20個 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をい	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	3	2	6	7	7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001~10,000㎡以下 10個 10,001~20,000㎡以下 20個 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をい	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)
						幅	-50	-50	-	-									幅は、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によることが出来る。	幅は、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によることが出来る。					
3	2	6	7	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	3	2	6	7	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)
						①施工面積で2,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいう。同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満																		

文言修正
(一部追加)
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の記載を追加
(一部修正)
適用すべき諸基準類との整合

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 【3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)】の規定による測点の管理方法を用いることができる。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001～10,000㎡以下 10個 10,001～20,000㎡以下 20個 コア採取について 橋面舗装でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合等は、協議により他の方法によること出来る。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 【3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)】の規定による測点の管理方法を用いることができる。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001～10,000㎡以下 10個 10,001～20,000㎡以下 20個 コア採取について 橋面舗装でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合等は、協議により他の方法によること出来る。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満
						幅	-25	-25	-	-		
3	2	6	7	10	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001～10,000㎡以下 10個 10,001～20,000㎡以下 20個 コア採取について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によること出来る。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001～10,000㎡以下 10個 10,001～20,000㎡以下 20個 コア採取について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によること出来る。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満
						幅	-25	-25	-	-		
3	2	6	7	10	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。

文言修正
(一部追加)
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の記載を追加
(一部修正)
適用すべき諸基準類との整合

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	7	11	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコア-を採取して測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001～10,000㎡以下 10個 10,001～20,000㎡以下 20個 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 コア-採取について 橋面舗装等でコア-採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、協議により他の方法によることが出来る。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をい	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア-採取について 橋面舗装等でコア-採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、協議により他の方法によることが出来る。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をい
						幅	-25	-25	—	—		
						平坦性	—		3mプロファイル計測機(α)2.4mm以下直読式(足付き) (α)1.75mm以下			
						厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3		
3	2	6	7	12	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいう。 同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	描いた上での管理が可能な工事をいう。舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいう。同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。
						幅	-25	-25	—	—		
						平坦性	—		3mプロファイル計測機(α)2.4mm以下直読式(足付き) (α)1.75mm以下			
						厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	7	11	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコア-を採取して測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001～10,000㎡以下 10個 10,001～20,000㎡以下 20個 コア-採取について 橋面舗装等でコア-採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、協議により他の方法によることが出来る。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をい	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア-採取について 橋面舗装等でコア-採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、協議により他の方法によることが出来る。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をい
						幅	-25	-25	—	—		
						平坦性	—		3mプロファイル計測機(α)2.4mm以下直読式(足付き) (α)1.75mm以下			
						厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3		
3	2	6	7	12	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	描いた上での管理が可能な工事をいう。舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいう。同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。
						幅	-25	-25	—	—		
						平坦性	—		3mプロファイル計測機(α)2.4mm以下直読式(足付き) (α)1.75mm以下			
						厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3		

文言修正
(一部追加)
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の記載を追加
(一部修正)
適用すべき諸基準類との整合

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 *厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。
						厚 さ	-45	-45	-15	-15		
幅	-50	-50	—	—								
3	2	6	8	2	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。 *厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。
						厚 さ	-45	-45	-15	-15		
幅	-50	-50	—	—								
3	2	6	8	2	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15		

文言修正
(一部追加)
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の記載を追加
(一部修正)
適用すべき諸基準類との整合

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)										(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)										摘要					
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均											個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下										中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線40m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線40m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。
						幅	-50	-50	-	-									※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。						
3	2	6	8	4	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3	2	6	8	4	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	

文言修正
(一部追加)
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の記載を追加
(一部修正)
適用すべき諸基準類との整合

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	8	5	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線40m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。	コア採取について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によること が出来る。
						幅	-50	-50	—	—		
3	2	6	8	6	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	8	5	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線40m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。	コア採取について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によること が出来る。
						幅	-50	-50	—	—		
3	2	6	8	6	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。

文言修正
(一部追加)
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の記載を追加
(一部修正)
適用すべき諸基準類との整合

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)												(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)												摘要	
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)											個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下										中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	8	7	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001~10,000㎡以下 10個 10,001~20,000㎡以下 20個 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	コア採取について 施工面積や橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、協議により他の方法によることが出来る。	3	2	6	8	7	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001~10,000㎡以下 10個 10,001~20,000㎡以下 20個	コア採取について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によることが出来る。
						幅	-50	-50	—	—									幅	-50	-50	—	—		
3	2	6	8	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3	2	6	8	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。
						厚さあるいは 標高較差	-36	-45	-5	-7									厚さあるいは 標高較差	-36	-45	-5	-7		

文言修正
(一部追加)
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の記載を追加
(一部修正)
適用すべき諸基準類との整合

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	8	9	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001~10,000㎡以下 10個 10,001~20,000㎡以下 20個 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
						幅	-25	-25	-	-		
3	2	6	8	10	半たわみ性舗装工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	8	9	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001~10,000㎡以下 10個 10,001~20,000㎡以下 20個 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
						幅	-25	-25	-	-		
3	2	6	8	10	半たわみ性舗装工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	

文言修正
(一部追加)
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の記載を追加
(一部修正)
適用すべき諸基準類との整合

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	<p>基準高は延長 40m 毎に 1 か所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線 40m 毎に 1 か所を掘り起こして測定。幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割に測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の規定による測点の管理方法を用いることができる。」</p> <p>※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、道路中心線及び端部で測定。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>
						厚 さ	-45	-45	-15	-15		
						幅	-50	-50	—	—		
3	2	6	9	2	排水舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	<p>基準高は延長 40m 毎に 1 ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 40m 毎に 1 ヶ所掘り起こして測定。幅は、延長 40m 毎に 1 ヶ所の割に測定。</p> <p>※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長 40m 毎に 1 ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>
						厚 さ	-45	-45	-15	-15		
						幅	-50	-50	—	—		
3	2	6	9	2	排水舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15		

文言修正
(一部追加)
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の記載を追加
(一部修正)
適用すべき諸基準類との整合

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	9	3	排水舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線40m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の規定による測点の管理方法を用いることができる。」 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
						幅	-50	-50	-	-		
3	2	6	9	4	排水舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	9	3	排水舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線40m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。 工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は、中規模以上の工より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
						幅	-50	-50	-	-		
3	2	6	9	4	排水舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	

摘要

文言修正
(一部追加)
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の記載を追加
(一部修正)
適用すべき諸基準類との整合

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)											(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)											摘要			
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)											個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下										中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	9	5	排水舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線40m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。	コア採取について 施工面積や橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、協議により他の方法によることが出来る。	3	2	6	9	5	排水舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線40m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。	コア採取について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によることが出来る。
						幅	-50	-50	-	-									幅	-50	-50	-	-		
3	2	6	9	6	排水舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3	2	6	9	6	排水舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。

文言修正
(一部追加)
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の記載を追加
(一部修正)
適用すべき諸基準類との整合

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	9	7	排水舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長40m毎に1か所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 【3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の規定による測定の管理方法を用いることができる。】 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001~10,000㎡以下 10個 10,001~20,000㎡以下 20個	コア採取について 施工面積や橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、協議により他の方法によることが出来る。
						幅	-50	-50	-	-		
3	2	6	9	8	排水舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	9	7	排水舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長40m毎に1か所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001~10,000㎡以下 10個 10,001~20,000㎡以下 20個	コア採取について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によることが出来る。
						幅	-50	-50	-	-		
3	2	6	9	8	排水舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。

文言修正
(一部追加)
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の記載を追加
(一部修正)
適用すべき諸基準類との整合

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)											(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)											摘要																
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所													
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X/10)											個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X/10)																
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下										中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下															
3	2	6	9	9	排水舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001~10,000㎡以下 10個 10,001~20,000㎡以下 20個	コア採取について 施工面積や橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、協議により他の方法によることが出来る。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3	2	6	9	9	排水舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001~10,000㎡以下 10個 10,001~20,000㎡以下 20個	コア採取について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によることが出来る。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	3	2	6	9	10	排水舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。
						幅	-25	-25	-	-									幅	-25	-25	-	-															
3	2	6	9	10	排水舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。																										

文言修正
(一部追加)
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の記載を追加
(一部修正)
適用すべき諸基準類との整合

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	9	11	排水舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコア-を採取して測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001~10,000㎡以下 10個 10,001~20,000㎡以下 20個 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	コア-採取について 施工面積や橋面舗装等でコア-採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、協議により他の方法によることが出来る。
						幅	-25	-25	—	—		
					平坦性	—	3mプロファイルター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	9	11	排水舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコア-を採取して測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001~10,000㎡以下 10個 10,001~20,000㎡以下 20個 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	コア-採取について 施工面積や橋面舗装等によりコア-採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によることが出来る。
						幅	-25	-25	—	—		
					平坦性	—	3mプロファイルター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下		【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001~10,000㎡以下 10個 10,001~20,000㎡以下 20個			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	9	12	排水舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。
						幅	-25	-25	—	—		
					平坦性	—	3mプロファイルター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下					

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	9	12	排水舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	コア-採取について 施工面積や橋面舗装等によりコア-採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によることが出来る。
						幅	-25	-25	—	—		
					平坦性	—	3mプロファイルター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下					

文言修正
(一部追加)
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の記載を追加
(一部修正)
適用すべき諸基準類との整合

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		—		基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定する。 厚さは、片側延長40m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長40m毎に1ヶ所測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、原則両端部で測定する。 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 ※歩道舗装に適用する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の規定による測定の管理方法を用いることができる。」	コア採取について 施工面積や橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、協議により他の方法によること出来る。
						厚 さ	t < 15cm	-30	-10			
							t ≥ 15cm	-45	-15			
幅	-100		—									
3	2	6	10	2	透水舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	t < 15cm	+90 -70	+50 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。		
						厚さあるいは標高較差	t < 15cm	+90 -70	+50 -10			
							t ≥ 15cm	±90	+50 -15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		—		基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定する。 厚さは、片側延長40m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長40m毎に1ヶ所測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、原則両端部で測定する。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。
						厚 さ	t < 15cm	-30	-10			
							t ≥ 15cm	-45	-15			
幅	-100		—									
3	2	6	10	2	透水舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	t < 15cm	+90 -70	+50 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。		
						厚さあるいは標高較差	t < 15cm	+90 -70	+50 -10			
							t ≥ 15cm	±90	+50 -15			

文言修正
(一部追加)
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の記載を追加
(一部修正)
適用すべき諸基準類との整合

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)										(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)										摘要													
章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所									
						個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)											個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)												
						中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下										中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下											
2	6	10	3	透水舗装工 (表層工)	厚 さ	-9	-3	幅は、片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長40m毎に1ヶ所コア採取を採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)の規定による測点の管理方法を用いることができる。」 ※歩道舗装に適用する。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。	コア採取について 施工面積や橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、協議により他の方法によること出来る。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。	3	2	6	10	3	透水舗装工 (表層工)	厚 さ	-9	-3	幅は、片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長40m毎に1ヶ所コア採取を採取して測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。 その場合は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、原則両端部で測定する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。	3	2	6	10	4	透水舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。
					幅	-25	-										幅は、片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長40m毎に1ヶ所コア採取を採取して測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。 その場合は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、原則両端部で測定する。 ※歩道舗装に適用する。	幅は、片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長40m毎に1ヶ所コア採取を採取して測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。 その場合は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、原則両端部で測定する。 ※歩道舗装に適用する。															
2	6	10	4	透水舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	その場合は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、原則両端部で測定する。 1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。																							

文言修正
(一部追加)
・「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の記載を追加
(一部修正)
適用すべき諸基準類との整合

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	11	1	グーラスアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは下記は【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 【測定箇所数】 3,000 m ² 以下 3個 3,001~10,000 m ² 以下 10個 10,001~20,000 m ² 以下 20個 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	コア採取について 施工面積や橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、協議により他の方法によることが出来る。
						幅	-50	-50	—	—		
3	2	6	11	2	グーラスアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	コア採取について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によることが出来る。 【測定箇所数】 3,000 m ² 以下 3個 3,001~10,000 m ² 以下 10個 10,001~20,000 m ² 以下 20個 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	11	1	グーラスアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 【測定箇所数】 3,000 m ² 以下 3個 3,001~10,000 m ² 以下 10個 10,001~20,000 m ² 以下 20個 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	コア採取について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によることが出来る。
						幅	-50	-50	—	—		
3	2	6	11	2	グーラスアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	コア採取について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によることが出来る。 【測定箇所数】 3,000 m ² 以下 3個 3,001~10,000 m ² 以下 10個 10,001~20,000 m ² 以下 20個 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。

文言修正
(一部追加)
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の記載を追加
(一部修正)
適用すべき諸基準類との整合

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	11	3	グーラスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長40m毎に1か所の割とし、厚さは下記は【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001~10,000㎡以下 10個 10,001~20,000㎡以下 20個 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	コア採取について 施工面積や橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、協議により他の方法によること出来る。
						幅	-25	-25	—	—		
3	2	6	11	4	グーラスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	11	3	グーラスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長40m毎に1か所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001~10,000㎡以下 10個 10,001~20,000㎡以下 20個	コア採取について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によること出来る。
						幅	-25	-25	—	—		
3	2	6	11	4	グーラスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。

文言修正
(一部追加)
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の記載を追加
(一部修正)
適用すべき諸基準類との整合

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	11	5	グーラスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコア-を採取して測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001~10,000㎡以下 10個 10,001~20,000㎡以下 20個 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	コア-採取について 施工面積や橋面舗装等でコア-採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、協議により他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						幅	-25	-25	-	-		
						平坦性	-	-	3mプロファイルター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	-		
3	2	6	11	6	グーラスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						幅	-25	-25	-	-		
						平坦性	-	-	3mプロファイルター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	-		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	11	5	グーラスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコア-を採取して測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001~10,000㎡以下 10個 10,001~20,000㎡以下 20個	コア-採取について 施工面積や橋面舗装等によりコア-採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によることが出来る。
						幅	-25	-25	-	-		
						平坦性	-	-	3mプロファイルター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	-		
3	2	6	11	6	グーラスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						幅	-25	-25	-	-		
						平坦性	-	-	3mプロファイルター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下	-		

文言修正
(一部追加)
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の記載を追加
(一部修正)
適用すべき諸基準類との整合

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)										(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)										摘要																			
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所														
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)											個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)																	
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下										中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下																
3	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、使用する基層及び加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線40m毎に1ヶ所掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、使用する基層及び加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3	2	6	12	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、使用する基層及び加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	文言修正 (一部追加) 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の記載を追加 (一部修正) 適用すべき諸基準類との整合
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15									厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15									1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。							

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	12	3	コンクリート舗装工 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長40m毎に1か所の割とし、厚さは各車線40m毎に1か所掘り起こして測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長40m毎に1か所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。		
						幅	-50	-	-			
3	2	6	12	4	コンクリート舗装工 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	12	3	コンクリート舗装工 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線40m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、使用する基層及び加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。		
						幅	-50	-	-			
3	2	6	12	4	コンクリート舗装工 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		

文言修正
(一部追加)
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の記載を追加
(一部修正)
適用すべき諸基準類との整合

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)													(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)													摘要
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均											個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下										中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	5	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001～10,000㎡以下 10個 10,001～20,000㎡以下 20個 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001～10,000㎡以下 10個 10,001～20,000㎡以下 20個 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、使用する基層及び加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3	2	6	12	5	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001～10,000㎡以下 10個 10,001～20,000㎡以下 20個 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、使用する基層及び加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001～10,000㎡以下 10個 10,001～20,000㎡以下 20個 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、使用する基層及び加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。			
						幅	-50		-									幅	-50		-					
3	2	6	12	6	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	3	2	6	12	6	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。			
						幅	-50		-									幅	-50		-					

文言修正
(一部追加)
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の記載を追加
(一部修正)
適用すべき諸基準類との整合

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版) (旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版) 摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001~10,000㎡以下 10個 10,001~20,000㎡以下 20個 コア採取について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001~10,000㎡以下 10個 10,001~20,000㎡以下 20個 コア採取について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	
幅	-25	-	-									
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	
幅	-	-	-									

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001~10,000㎡以下 10個 10,001~20,000㎡以下 20個 コア採取について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によることが出来る。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、使用する基層及び加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001~10,000㎡以下 10個 10,001~20,000㎡以下 20個 コア採取について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によることが出来る。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、使用する基層及び加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	
幅	-25	-	-									
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	
幅	-	-	-									

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版)	厚 さ	-10	-	-3.5	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、使用する基層及び加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
幅	-25	-	-									
平坦性	-	コンクリートの硬化後3mプロフィールメーターにより機械舗設の場合 (α)2.4mm以下 人力舗設の場合 (α)3mm以下		平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書に測定点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。							
目地段差	±2											

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版)	厚 さ	-10	-	-3.5	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、使用する基層及び加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
幅	-25	-	-									
平坦性	-	コンクリートの硬化後3mプロフィールメーターにより機械舗設の場合 (α)2.4mm以下 人力舗設の場合 (α)3mm以下		平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線40m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線40m毎に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書の測定点によらず延長40m毎に1ヶ所の割で測定。	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。							
目地段差	±2											

文言修正 (一部修正)
適用すべき諸基準類との整合

文言修正

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22		-3.5		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる
						平坦性						
						目地段差		±2				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22		-3.5		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、使用する基層及び加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる
						平坦性						
						目地段差		±2				

文言修正

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	12	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50			基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
						厚 さ		-45		-15		
						幅		-50				
3	2	6	12	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、使用する基層及び加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。
						厚 さ		±90		±90		
						厚さあるいは標高較差		±90	+40 -15	+50 -15		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	12	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50			基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、使用する基層及び加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、使用する基層及び加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。
						厚 さ		-45		-15		
						幅		-50				
3	2	6	12	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、使用する基層及び加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。
						厚 さ		±90		±90		
						厚さあるいは標高較差		±90	+40 -15	+50 -15		

文言修正

(一部修正)

適用すべき諸基準類との整合

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)													(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)													摘要
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均											個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下										中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線40m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3	2	6	12	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線40m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。			
						幅	-50	-	-									工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層を加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、使用する基層及び加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。							
3	2	6	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。															

文言修正
(一部修正)
適用すべき諸基準類との整合

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント (石灰・瀝青) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコア-を採取して測定。 【測定箇所数】 3,000 m ² 以下 3個 3,001~10,000 m ² 以下 10個 10,001~20,000 m ² 以下 20個 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア-採取について 施工面積や橋面舗装等でコア-採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、協議により他の方法によることができる。	
					幅	-50		-	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m ² 以上とする。			
3	2	6	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント (石灰・瀝青) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000 m ² 未満。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント (石灰・瀝青) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコア-を採取して測定。 【測定箇所数】 3,000 m ² 以下 3個 3,001~10,000 m ² 以下 10個 10,001~20,000 m ² 以下 20個	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア-採取について 施工面積や橋面舗装等によりコア-採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によること出来る。	
					幅	-50	-50	-	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、使用する基層及び加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000 m ² 未満。			
3	2	6	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント (石灰・瀝青) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工編 多点計測技術 (面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	小規模とは、使用する基層及び加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000 m ² 未満。	

文言修正
(一部追加)
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の記載を追加
(一部修正)
適用すべき諸基準類との整合

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版) (旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版) 摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	12	17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長40m毎に1か所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001~10,000㎡以下 10個 10,001~20,000㎡以下 20個 コア採取について 施工面積や橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。		
						幅	-25		-			
3	2	6	12	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	12	17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001~10,000㎡以下 10個 10,001~20,000㎡以下 20個 コア採取について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によることが出来る。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、使用する基層及び加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。		
						幅	-25		-			
3	2	6	12	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。		

文言修正
(一部修正)
適用すべき諸基準類との整合

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15		-4.5		厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線40m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 施工面積や橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、協議により他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	中規模以上 小規模以下	中規模以上 小規模以下	中規模以上 小規模以下
						幅	-35		-					
						平 坦 性	-		-					
						目地段差			±2					

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15		-4.5		厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線40m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。 隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、使用する基層及び加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	中規模以上 小規模以下	中規模以上 小規模以下	中規模以上 小規模以下
						幅	-35		-					
						平 坦 性	-		-					
						目地段差			±2					

文言修正
(一部追加)
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の記載を追加

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-32		-4.5		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	中規模以上 小規模以下	中規模以上 小規模以下	中規模以上 小規模以下
						平 坦 性	-		-					
						目地段差			±2					

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-32		-4.5		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	中規模以上 小規模以下	中規模以上 小規模以下	中規模以上 小規模以下
						平 坦 性	-		-					
						目地段差			±2					

文言修正
(一部修正)
適用すべき諸基準類との整合

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)		
							中規模以上	小規模以下			
3	2	6	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	<p>基準高は延長 40m 毎に 1 か所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 40m 毎に 1 か所を掘り起こして測定。幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割に測定。</p> <p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500t 未満あるいは施工面積が 2,000 m²未満。 厚さは、個々の測定値が 10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、道路中心線および端部で測定。</p>	
						厚 さ	-45	-15	-		
						幅	-50	-			
3	2	6	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	<p>幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは各車線 40m 毎に 1 か所掘り起こして測定。</p> <p>※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、道路中心線および端部で測定。</p>	
						幅	-50	-	-		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)		
							中規模以上	小規模以下			
3	2	6	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	<p>基準高は延長 40m 毎に 1 か所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 40m 毎に 1 か所を掘り起こして測定。幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割に測定。</p> <p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m²以上とする。 小規模とは、使用する基層及び加熱アスファルト混合物の総使用量が 500t 未満あるいは施工面積が 2,000 m²未満。 厚さは、個々の測定値が 10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、道路中心線および端部で測定。</p>	
						厚 さ	-45	-15	-		
						幅	-50	-			
3	2	6	13	2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	<p>幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは各車線 40m 毎に 1 か所掘り起こして測定。</p> <p>※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、道路中心線および端部で測定。</p>	
						幅	-50	-	-		

文言修正
(一部追加)
「3次元計測技術を用いた
出来形管理要領 (案)」の記
載を追加

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)		
							中規模以上	小規模以下			
3	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取もしくは掘り起こして測定。 【測定箇所数】 3,000 m ² 以下 3個 3,001~10,000 m ² 以下 10個 10,001~20,000 m ² 以下 20個 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
						幅	-50	-			
3	2	6	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取もしくは掘り起こして測定。 【測定箇所数】 3,000 m ² 以下 3個 3,001~10,000 m ² 以下 10個 10,001~20,000 m ² 以下 20個 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	コア採取等について 施工面積や橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、協議により他の方法によることができる。
						幅	-50	-			
3	2	6	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取もしくは掘り起こして測定。 【測定箇所数】 3,000 m ² 以下 3個 3,001~10,000 m ² 以下 10個 10,001~20,000 m ² 以下 20個 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
						幅	-25	-			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)		
							中規模以上	小規模以下			
3	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取もしくは掘り起こして測定。 【測定箇所数】 3,000 m ² 以下 3個 3,001~10,000 m ² 以下 10個 10,001~20,000 m ² 以下 20個	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、使用する基層及び加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
						幅	-50	-			
3	2	6	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 【測定箇所数】 3,000 m ² 以下 3個 3,001~10,000 m ² 以下 10個 10,001~20,000 m ² 以下 20個	コア採取等について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によることができる。
						幅	-50	-			
3	2	6	13	5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 【測定箇所数】 3,000 m ² 以下 3個 3,001~10,000 m ² 以下 10個 10,001~20,000 m ² 以下 20個	
						幅	-25	-			

文言修正
(一部追加)
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の記載を追加

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)		
							中規模以上	小規模以下	中規模以上		
3	2	6	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	<p>基準高は延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線 40m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割に測定。</p> <p>※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m²以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500t 未満あるいは施工面積が 2,000 m²未満。 厚さは、個々の測定値が 10個に 9個以上の割合で規格値を満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>
						厚さ	-45	-15	-15		
						幅	-50	—			
3	2	6	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	<p>幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは各車線 40m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。</p> <p>※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。</p>	
						幅	-50	—	—		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)		
							中規模以上	小規模以下	中規模以上		
3	2	6	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	<p>基準高は延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 40m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割に測定。</p> <p>※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m²以上とする。 小規模とは、使用する基層及び加熱アスファルト混合物の総使用量が 500t 未満あるいは施工面積が 2,000 m²未満。 厚さは、個々の測定値が 10個に 9個以上の割合で規格値を満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>
						厚さ	-45	-15	-15		
						幅	-50	—			
3	2	6	14	2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	<p>幅は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは各車線 40m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。</p> <p>※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。</p>	
						幅	-50	—	—		

文言修正

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)		
							中規模以上	小規模以下			
3	2	6	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取もしくは掘り起こして測定。 【測定箇所数】 3,000 m ² 以下 3個 3,001~10,000 m ² 以下 10個 10,001~20,000 m ² 以下 20個	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
						幅	-50	-			
3	2	6	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取もしくは掘り起こして測定。 【測定箇所数】 3,000 m ² 以下 3個 3,001~10,000 m ² 以下 10個 10,001~20,000 m ² 以下 20個	コア採取等について 施工面積や橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、協議により他の方法によることが出来る。
						幅	-50	-			
3	2	6	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取もしくは掘り起こして測定。 【測定箇所数】 3,000 m ² 以下 3個 3,001~10,000 m ² 以下 10個 10,001~20,000 m ² 以下 20個	
						幅	-25	-			

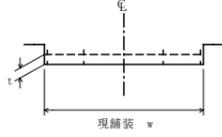
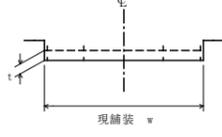
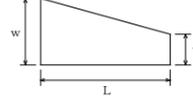
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)		
							中規模以上	小規模以下			
3	2	6	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取もしくは掘り起こして測定。 【測定箇所数】 3,000 m ² 以下 3個 3,001~10,000 m ² 以下 10個 10,001~20,000 m ² 以下 20個	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、使用する基層及び加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
						幅	-50	-			
3	2	6	14	4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 【測定箇所数】 3,000 m ² 以下 3個 3,001~10,000 m ² 以下 10個 10,001~20,000 m ² 以下 20個	コア採取等について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によることが出来る。
						幅	-50	-			
3	2	6	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 【測定箇所数】 3,000 m ² 以下 3個 3,001~10,000 m ² 以下 10個 10,001~20,000 m ² 以下 20個	
						幅	-25	-			

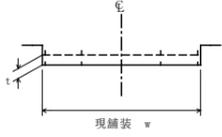
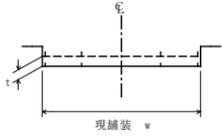
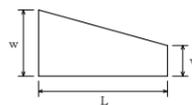
文言修正

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)		
3	2	6	15	1	路面切削工	厚 さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
						幅 w	-25	-		
3	2	6	15	2	路面切削工 (面管理の場合) 標高較差又は厚さtのみ	厚 さ t (標高較差)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さt又は標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さt又は標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。	
						幅 w	-25	-		
3	2	6	16		舗装打換え工	路盤工	幅 w	-50	各層毎1ヶ所/1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
							延長 L	-100		
						厚さ t	該当工種			
						舗設工	幅 W	-25		
							延長 L	-100		
						厚さ T	該当工種			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)		
3	2	6	15	1	路面切削工	厚 さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。	
						幅 w	-25	-		
3	2	6	15	2	路面切削工 (面管理の場合) 標高較差または厚さtのみ	厚 さ t (標高較差)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)(路面切削工編)に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さtまたは標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さtまたは標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。	
						幅 w	-25	-		
3	2	6	16		舗装打換え工	路盤工	幅 w	-50	各層毎1ヶ所/1施工箇所	
							延長 L	-100		
						厚さ t	該当工種			
						舗設工	幅 W	-25		
							延長 L	-100		
						厚さ T	該当工種			

文言修正
(一部追加)
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の記載を追加

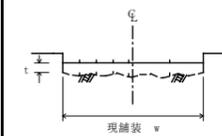
(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	17	1	オーバーレイ工	厚 さ t	-9		厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長40m毎に1か所の割とし、延長40m未満の場合は、2か所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
						幅 w	-25			
						延 長 L	-100			
						平 坦 性	-	3mプロファイルメーター(σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。	
						平坦性	-	3mプロファイルメーター(σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	17	1	オーバーレイ工	厚 さ t	-9		厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。	
						幅 w	-25			
						延 長 L	-100			
						平 坦 性	-	3mプロファイルメーター(σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	6 一般 舗装 工	17	2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。	
						平坦性	-	3mプロファイルメーター(σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下		

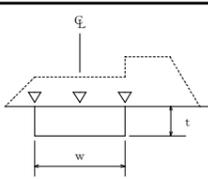
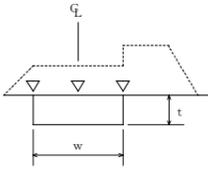


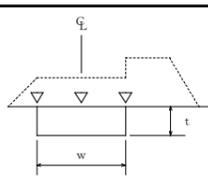
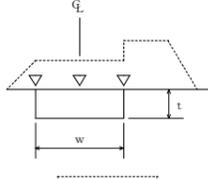
文言修正
(一部追加)
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の記載を追加
(一部修正)
適用すべき諸基準類との整合

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	2		路床安定処理工	基 準 高 ▽	±50	延長40m毎に1か所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さ t、天端幅 w、天端延長 L を確認 (実測は不要)。	
						施 工 厚 さ t	-50		
						幅 w	-100		
						延 長 L	-200		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	3		置換工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1か所、延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2か所。 厚さは中心線及び端部で測定。	
						置 換 厚 さ t	-50		
						幅 w	-100		
						延 長 L	-200		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	2		路床安定処理工	基 準 高 ▽	±50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)表層安定処理等・固結工(中層混合処理)編」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さ t、天端幅 w、天端延長 L を確認 (実測は不要)。	
						施 工 厚 さ t	-50		
						幅 w	-100		
						延 長 L	-200		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	3		置換工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。	
						置 換 厚 さ t	-50		
						幅 w	-100		
						延 長 L	-200		

文言修正

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	7 地盤 改良 工	4	1	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基準高▽	特記仕様書に 明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。	
						法 長 ℓ	-500		
						天 端 幅 w	-300	w. (L) は施工延長40mにつき1ヶ所、 80m以下のものは1施工箇所につき3 ヶ所。 (L) はセンターライン及び表裏法肩 で行う。	
						天端延長 L	-500		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	7 地盤 改良 工	4	2	表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基準高▽	特記仕様書に 明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。	
						法 長 ℓ	-500		
						天 端 幅 w	-300	「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」に記載の全体改良平面図 を用いて天端幅 w、天端延長 L を確認 (実測は不要)	
						天端延長 L	-500		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	7 地盤 改良 工	5		パイルネット工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合 は50m)につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして 測定。 杭については、当該杭の項目に準ず る。	
						厚 さ t	-50		
						幅 w	-100		
						延 長 L	-200		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	7 地盤 改良 工	6		サンドマット工	施工厚さ t	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合 は50m)につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして 測定。	
						幅 W	-100		
						延 長 L	-200		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	7 地盤 改良 工	4	1	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基準高▽	特記仕様書に 明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。	
						法 長 ℓ	-500		
						天 端 幅 w	-300	w. (L) は施工延長40mにつき1ヶ所、 80m以下のものは1施工箇所につき3 ヶ所。 (L) はセンターライン及び表裏法肩 で行う。	
						天端延長 L	-500		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	7 地盤 改良 工	4	2	表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基準高▽	特記仕様書に 明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。	
						法 長 ℓ	-500		
						天 端 幅 w	-300	「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」に記載の全体改良平面図 を用いて天端幅 w、天端延長 L を確認 (実測は不要)	
						天端延長 L	-500		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	7 地盤 改良 工	5		パイルネット工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合 は50m)につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして 測定。 杭については、当該杭の項目に準ず る。	
						厚 さ t	-50		
						幅 w	-100		
						延 長 L	-200		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	7 地盤 改良 工	6		サンドマット工	施工厚さ t	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合 は50m)につき1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして 測定。	
						幅 W	-100		
						延 長 L	-200		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	7 地盤 改良 工	7		パーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ベーパードレーン工) (袋詰式サンドドレー ン工)	位置・間隔 w	±100	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4 本測定。 ただし、ベーパードレーンの杭径は対 象外とする。	
						杭 径 D	設計値以上	ベーパードレーンにおいては「3次 元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法 を用いることができる。	
						打 込 長 さ h	設計値以上	全本数	
						サンドドレーン、袋詰 式サンドドレーン、サ ンドコンパクションパ イルの砂投入量	-	全本数 計器管理にかえることができる。 サンドコンパクションパイルにおい ては、「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領(案)」の規定による測点 の管理方法を用いることができる。	
※余長は、適用除外									

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	7 地盤 改良 工	7		パーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ベーパードレーン工) (袋詰式サンドドレー ン工)	位置・間隔 w	±100	20本に1ヶ所。 20本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本 測定。 ただし、ベーパードレーンの杭径は対 象外とする。	
						杭 径 D	設計値以上	全本数	
						打 込 長 さ h	設計値以上	全本数	
						サンドドレーン、袋詰 式サンドドレーン、サ ンドコンパクションパ イルの砂投入量	-	全本数 計器管理にかえることができる。	
※余長は、適用除外									

文言修正

文言修正

(一部追加)

「3次元計測技術を用いた
出来形管理要領(案)」の記
載を追加

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基 準 高 ▽	-50	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。	
						位 置・間 隔 w	D/4 以内		
						杭 径 D	設計値以上		
						深 度 L	設計値以上	全本数 $L = \theta_1 - \theta_2$ θ_1 : 改良体先端深度 θ_2 : 改良体天端深度	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	2	固結工 (スラリー攪拌工) 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) (固結工(スラリー攪拌工)・バーチカルドレーン工編)」による管理の場合	基 準 高 ▽	0 以上	杭芯位置管理表により基準高を確認	
						位 置	D/8 以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認(掘起しによる実測確認は不要)	
						杭 径 D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認(掘起しによる実測確認は不要)	
						改良長 L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認(残尺計測による確認は不要)	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	3	固結工 (中層混合処理)	基 準 高 ▽	設計値以上	1,000m ² ~4,000m ² につき1ヶ所、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 1,000m ² 以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さ t、幅 w、延長 L を確認(実測は不要)。	
						施 工 厚 さ t	設計値以上		
						幅 W	設計値以上		
						延 長 L	設計値以上		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基 準 高 ▽	-50	30本に1ヶ所。 30本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。	
						位 置・間 隔 w	D/4 以内		
						杭 径 D	設計値以上		
						深 度 L	設計値以上	全本数 $L = \theta_1 - \theta_2$ θ_1 : 改良体先端深度 θ_2 : 改良体天端深度	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	2	固結工 (スラリー攪拌工) 「施工履歴データを用いた出来形管理要領(固結工(スラリー攪拌工)編)(案)」による管理の場合	基 準 高 ▽	0 以上	杭芯位置管理表により基準高を確認	
						位 置	D/8 以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認(掘起しによる実測確認は不要)	
						杭 径 D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認(掘起しによる実測確認は不要)	
						改良長 L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認(残尺計測による確認は不要)	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	7 地 盤 改 良 工	9	3	固結工 (中層混合処理)	基 準 高 ▽	設計値以上	1,000m ² ~4,000m ² につき1ヶ所、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 1,000m ² 以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 表層安定処理等・固結工(中層混合処理)編」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さ t、幅 w、延長 L を確認(実測は不要)。	
						施 工 厚 さ t	設計値以上		
						幅 W	設計値以上		
						延 長 L	設計値以上		

文言修正
(一部修正)
適用すべき諸基準類との整合

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
3	2	10	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基準高▽	±100	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。	
						根入長	設計値以上		
3	2	10	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削孔深さℓ	設計深さ以上	全数	
						配置誤差d	100		
3	2	10	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法長ℓ	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
						延長L ₁ L ₂	-200		
3	2	10	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基準高▽	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。延長50m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
						天端幅w	-100		
						法長ℓ	-100		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
3	2	10	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基準高▽	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。延長50m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。	
3	2	10	9		地中連続壁工 (壁式)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所。延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
						連壁の長さℓ	-50		
						変位	300		
						壁体長L	-200		
3	2	10	10		地中連続壁工 (柱列式)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所。延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
						連壁の長さℓ	-50		
						変位d	D/4以内		
						壁体長L	-200		

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
3	2	10	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基準高▽	±100	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。	
						根入長	設計値以上		
3	2	10	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削孔深さℓ	設計深さ以上	全数	
						配置誤差d	100		
3	2	10	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法長ℓ	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
						延長L ₁ L ₂	-200		
3	2	10	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基準高▽	-50	施工延長40mにつき1ヶ所。延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
						天端幅w	-100		
						法長ℓ	-100		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
3	2	10	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基準高▽	-50	施工延長40mにつき1ヶ所。延長40m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。	
3	2	10	9		地中連続壁工 (壁式)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所。延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
						連壁の長さℓ	-50		
						変位	300		
						壁体長L	-200		
3	2	10	10		地中連続壁工 (柱列式)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(又は50m)以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所。延長20m(又は25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
						連壁の長さℓ	-50		
						変位d	D/4以内		
						壁体長L	-200		

摘要

文言修正

文言修正

(一部追加)
図に表記されている「D」
について、記載を追加

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所				
3	2	12	1	1	鍛造費 (金属支承工)	上下部鋼 構造物と の接合用 ボルト孔	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3) ソールプレートの接触面の橋軸 及び橋軸直角方向の長さ寸法に対して はCT13を適用するものとする。 ※4) 全移動量分の遊間が確保されてい るのかを要する。 ※5) 組立て後に測定				
							中心距離	ボスの突起を基準 とした孔の位置ずれ			≦1000mm	1以下	
								ボスの突起を基準 とした孔の位置ずれ			>1000mm	1.5以下	
											ドリル 加工孔	≦100mm	+3 -1
								ドリル 加工孔			>100mm	+4 -2	
							孔の中心距離※1				JIS B 0403- 1995 CT13		
							セン スタ ー	ボスの直径			+0 -1	詳細は道路橋支承便覧参照	
								ボスの高さ			+1 -0		
							ボス※5	ボスの直径			+0 -1		
								ボスの高さ			+1 -1		
							上巻の橋軸及び橋軸直角方向の 長さ寸法	JIS B 0403- 1995 CT13					
								全移動量 ℓ※4)			ℓ≦300mm		±2
							>300mm				± ℓ/100		
							組立高さ H	上、下面加工仕上げ			±3		
								コンクリ ー ト構造用			H≦300mm		±3
							H>300mm				(H/200+3) 小 数点以下切り捨て		
							普通寸法	鑄放し長さ寸法 ※2)、※3)			JIS B 0403- 1995 CT14		
								鑄放し肉厚寸法 ※2)			JIS B 0403- 1995 CT15		
								削り加工寸法			JIS B 0405- 1991 粗級		

						ガス切断寸法	JIS B 0417- 1979 B級		
--	--	--	--	--	--	--------	------------------------	--	--

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所				
3	2	12	1	1	鍛造費 (金属支承工)	上下部鋼 構造物と の接合用 ボルト孔	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3) ソールプレートの接触面の橋軸 及び橋軸直角方向の長さ寸法に対して はCT13を適用するものとする。 ※4) 全移動量分の遊間が確保されてい るのかを要する。 ※5) 組立て後に測定				
							中心距離	ボスの突起を基準 とした孔の位置ずれ			≦1000mm	1以下	
								ボスの突起を基準 とした孔の位置ずれ			>1000mm	1.5以下	
											ドリル 加工孔	≦100mm	+3 -1
								ドリル 加工孔			>100mm	+4 -2	
							孔の中心距離※1				JIS B 0403- 1995 CT13		
							セン スタ ー	ボスの直径			+0 -1	詳細は道路橋支承便覧参照	
								ボスの高さ			+1 -0		
							ボス※5	ボスの直径			+0 -1		
								ボスの高さ			+1 -1		
							上巻の橋軸及び橋軸直角方向の 長さ寸法	JIS B 0403- 1995 CT13					
								全移動量 ℓ※4)			ℓ≦300mm		±2
							>300mm				± ℓ/100		
							組立高さ H	上、下面加工仕上げ			±3		
								コンクリ ー ト構造用			H≦300mm		±3
							H>300mm				(H/200+3) 小 数点以下切り捨て		
							普通寸法	鑄放し長さ寸法 ※2)、※3)			JIS B 0403- 1995 CT14		
								鑄放し肉厚寸法 ※2)			JIS B 0403- 1995 CT15		
								削り加工寸法			JIS B 0405- 1991 粗級		

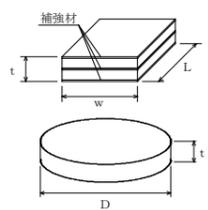
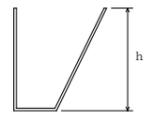
						ガス切断寸法	JIS B 0417- 1979 B級		
--	--	--	--	--	--	--------	------------------------	--	--

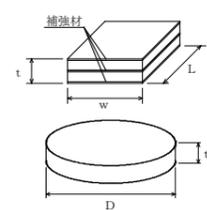
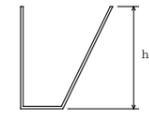
(一部追加)
道路橋支承便覧参照を追加

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工	1	2	鑄造費 (大型ゴム支承工)	幅 w	W, L, D ≤ 500	0 ~ +5	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ (t) の最大相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照			
						長さ L	500 < W, L, D ≤ 1,500mm	0 ~ +1%				
						直径 D	1,500 < W, L, D	0 ~ +15				
						厚さ t	t ≤ 20mm	±0.5				
							20 < t ≤ 160	±2.5%				
							160 < t	±4				
相対 誤差	W, L, D ≤ 1000mm	1										
	1000mm < W, L, D	(W, L, D) / 1000										
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工	1	3	仮設材製作工	部 材	部材長 ℓ (m)	±3..... ℓ ≤ 10 ±4..... ℓ > 10	図面の寸法表示箇所にて測定。			
							刃口高さ h (m)	±2..... h ≤ 0.5 ±3..... 0.5 < h ≤ 1.0 ±4..... 1.0 < h ≤ 2.0			図面の寸法表示箇所にて測定。	
								外周長 L (m)				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工	1	2	鑄造費 (大型ゴム支承工)	幅 w	W, L, D ≤ 500	0 ~ +5	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ (t) の最大相対誤差			
						長さ L	500 < W, L, D ≤ 1,500mm	0 ~ +1%				
						直径 D	1,500 < W, L, D	0 ~ +15				
						厚さ t	t ≤ 20mm	±0.5				
							20 < t ≤ 160	±2.5%				
							160 < t	±4				
相対 誤差	W, L, D ≤ 1000mm	1										
	1000mm < W, L, D	(W, L, D) / 1000										
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工	1	3	仮設材製作工	部 材	部材長 ℓ (m)	±3..... ℓ ≤ 10 ±4..... ℓ > 10	図面の寸法表示箇所にて測定。			
							刃口高さ h (m)	±2..... h ≤ 0.5 ±3..... 0.5 < h ≤ 1.0 ±4..... 1.0 < h ≤ 2.0			図面の寸法表示箇所にて測定。	
								外周長 L (m)				

(一部追加)
道路橋支承便覧参照を追加

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所			
								鋼桁等	トラス・アーチ等				
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	フランジ幅 w (m)	±2…… w ≤ 0.5 ±3…… 0.5 < w ≤ 1.0	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き 取った部材の中央付近を測定。 なお、JIS マーク表示品を使用する場 合は、製造場の発行する JIS に基づ く試験成績表に替えることができる。	I型鋼桁 トラス弦材				
						腹板高 h (m)	±4……						
						腹板間隔 b' (m)	1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2) … 2.0 < w						
						鋼桁及びトラス等の部材の腹板平面度 δ (mm)	h/250				主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。		
						箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b/150						h: 腹板高 (mm) b: 腹板又はリブの間隔 (mm) w: フランジ幅 (mm)
						フランジの直角度 δ (mm)	w/200						
部材長 ℓ (m)	鋼桁	±3…… ℓ ≤ 10 ±4…… ℓ > 10	原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。										
	トラス、アーチなど	±2…… ℓ ≤ 10 ±3…… ℓ > 10											
圧縮材の曲がり δ (mm)	ℓ/1000	—	主要部材全数を測定。 ℓ: 部材長 (mm)										

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所			
								鋼桁等	トラス・アーチ等				
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	フランジ幅 w (m)	±2…… w ≤ 0.5 ±3…… 0.5 < w ≤ 1.0	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き 取った部材の中央付近を測定。 なお、JIS マーク表示品を使用する場 合は、製造場の発行する JIS に基づ く試験成績表に替えることができる。	I型鋼桁 トラス弦材				
						腹板高 h (m)	±4……						
						腹板間隔 b' (m)	1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2) … 2.0 < w						
						鋼桁及びトラス等の部材の腹板平面度 δ (mm)	h/250				主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。		
						箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	b/150						h: 腹板高 (mm) b: 腹板又はリブの間隔 (mm) w: フランジ幅 (mm)
						フランジの直角度 δ (mm)	w/200						
部材長 ℓ (m)	鋼桁	±3…… ℓ ≤ 10 ±4…… ℓ > 10	原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。										
	トラス、アーチなど	±2…… ℓ ≤ 10 ±3…… ℓ > 10											
圧縮材の曲がり δ (mm)	ℓ/1000	—	主要部材全数を測定。 ℓ: 部材長 (mm)										

文言修正

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

文言修正

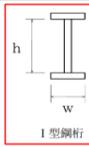
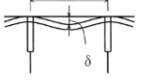
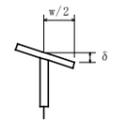
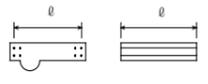
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所
								鋼けた等	トラス・アーチ等	
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	全長、L (m) 支間長 Ln (m)	±(10+L/10) ±(10+Ln/10)	各桁毎に全数測定。		
						主桁、主構の中心間距離 B (m)	±4……B≤2 ±(3+B/2) ……B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						主構の組立高さ h (m)	±5……h≤5 ±(2.5+h/2) ……h>5	—	両端部及び中心部を測定。	
						主桁、主構の通り δ (mm)	5+L/5…… L≤100 25……L>100	最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L: 測線上 (m)		
						主桁、主構のそり δ (mm)	-5~+5……L≤20 -5~+10…… 20<L≤40 -5~+15…… 40<L≤80 -5~+25…… 80<L≤200	各主桁について 10 各主構の各格点を ~12 m 間隔を測 定。	L: 主桁の 支間長 (m) L: 主構の支間長 (m)	
						主桁、主構の橋端における出入差 δ (mm)	±10	どちらか一方の主桁 (主構) 端を測定。		
						主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1,000	各主桁の両端部を測定。 h: 主桁の高さ (mm)	支点及び支間中央付近を測定。 h: 主構の高さ (mm)	
現場継手部のすき間 δ ₁ , δ ₂ (mm)	±5	主桁、主構の全継手数の 1/2 を測定。 δ ₁ , δ ₂ のうち大きいもの なお、設計値が 5mm 未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を 0mm とする。 (例: 設計値が 3mm の場合、すき間の許容範囲は 0mm~8mm)								

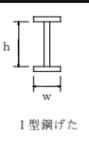
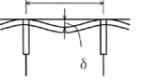
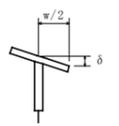
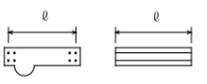
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所
								鋼けた等	トラス・アーチ等	
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	全長、L (m) 支間長 Ln (m)	±(10+L/10) ±(10+Ln/10)	各桁毎に全数を測定。		
						主桁、主構の中心間距離 B (m)	±4……B≤2 ±(3+B/2) ……B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						主構の組立高さ h (m)	±5……h≤5 ±(2.5+h/2) ……h>5	—	両端部及び中心部を測定。	
						主桁、主構の通り δ (mm)	5+L/5…… L≤100 25……L>100	最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L: 測線上 (m)		
						主桁、主構のそり δ (mm)	-5~+5……L≤20 -5~+10…… 20<L≤40 -5~+15…… 40<L≤80 -5~+25…… 80<L≤200	各主桁について 10 各主構の各格点を ~12 m 間隔を測 定。	L: 主桁の 支間長 (m) L: 主構の支間長 (m)	
						主桁、主構の橋端における出入差 δ (mm)	±10	どちらか一方の主桁 (主構) 端を測定。		
						主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1,000	各主桁の両端部を測定。 h: 主桁の高さ (mm)	支点及び支間中央付近を測定。 h: 主構の高さ (mm)	
現場継手部のすき間 δ ₁ , δ ₂ (mm)	±5	主桁、主構の全継手数の 1/2 を測定。 δ ₁ , δ ₂ のうち大きいもの なお、設計値が 5mm 未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を 0mm とする。 (例: 設計値が 3mm の場合、すき間の許容範囲は 0mm~8mm)								

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
3	2	12	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	フランジ幅 w (m)	$\pm 2 \dots$ $w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3+w/2)$ $2.0 < w$	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など構造別に、5部材につき1個 抜き取った部材の中央付近を測定。 なお、JIS マーク表示品を使用する場 合は、製造工場の発行する JIS に基づ く試験成績表に替えることができる。	
						板の 平 面 度 δ (mm)	鋼桁等の部材の 腹板 $h/250$ 箱桁等のフラン ジ鋼床版のデッ キプレート $b/150$	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)	
						材 精 度	フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$	
						部 材 長 ℓ (m)	鋼桁 $\pm 3 \dots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \dots$ $\ell > 10$	主要部材全数を測定。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
3	2	12	3	2	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	フランジ幅 w (m)	$\pm 2 \dots$ $w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3+w/2)$ $2.0 < w$	主けた、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取っ た部材の中央付近を測定。	
						板の 平 面 度 δ (mm)	鋼桁等の部材の 腹板 $h/250$ 箱桁等のフラン ジ鋼床版のデッ キプレート $b/150$	主けた 各支点及び各支間中央付近を測定。 h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)	
						材 精 度	フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$	
						部 材 長 ℓ (m)	鋼桁 $\pm 3 \dots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \dots$ $\ell > 10$	主要部材全数を測定。	

文言修正
(一部追加)
国の改定に伴い追加

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
3	2	12	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	部材の水平度	10	全数を測定	
						堤 長 L	±30		
						堤 長 l	±10		
						堤 幅 W	±30		
						堤 幅 w	±10		
						高 さ H	±10		
						ベースプレートの高さ	±10		
						本体の傾き	±H/500		

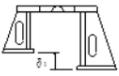
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
3	2	12	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	部材の水平度	10	全数を測定	
						堤 長 L	±30		
						堤 長 l	±10		
						堤 幅 W	±30		
						堤 幅 w	±10		
						高 さ H	±10		
						ベースプレートの高さ	±10		
						本体の傾き	±H/500		

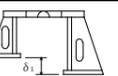
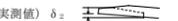
概要欄は空欄です。

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

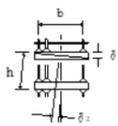
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工 共通	4		検査路製作工	部 材 材 材長 ℓ (m)	±3…… ℓ ≤ 10 ±4…… ℓ > 10	図面の寸法表示箇所にて測定。	
					鋼製伸縮継手製作工	部 材 材 材長 w (m)	0 ~ +30	製品全数を測定。	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工 共通	5		鋼製伸縮継手製作工	仮組立時 組合せる伸縮装置 との高さの差 δ ₁ (mm)	設 計 値 ±4	両端部及び中央部付近を測定。	 
						フィンガーの食い 違い δ ₂ (mm)	±2		
						(実測値) δ ₂			

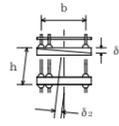
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工 共通	4		検査路製作工	部 材 材 材長 ℓ (m)	±3…… ℓ ≤ 10 ±4…… ℓ > 10	図面の寸法表示箇所にて測定。	
					鋼製伸縮継手製作工	部 材 材 材長 w (m)	0 ~ +30	製品全数を測定。	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工 共通	5		鋼製伸縮継手製作工	仮組立時 組合せる伸縮装置 との高さの差 δ ₁ (mm)	設 計 値 ±4	両端部及び中央部付近を測定。	 
						フィンガーの食い 違い δ ₂ (mm)	±2		
						(実測値) δ ₂			

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和 8 年 4 月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和 4 年 4 月版)

摘要

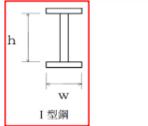
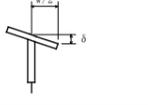
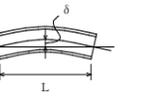
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工 共通	6		落橋防止装置製作工	部 材	部材長 l (m)	$\pm 3 \dots$ $l \leq 10$ $\pm 4 \dots$ $l > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工 共通	7		橋梁用防護柵製作工	部 材	部材長 l (m)	$\pm 3 \dots$ $l \leq 10$ $\pm 4 \dots$ $l > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工 共通	8		アンカーフレーム製作工	上 面 水 平 度 δ_1 (mm)	$b/500$	軸心上全数測定。		
						仮 組 立 時 鉛 直 度 δ_2 (mm)	$h/500$			
						高 さ h (mm)	± 5			

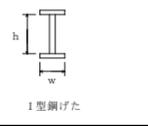
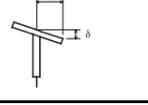
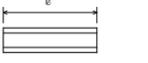
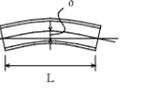
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工 共通	6		落橋防止装置製作工	部 材	部材長 l (m)	$\pm 3 \dots$ $l \leq 10$ $\pm 4 \dots$ $l > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工 共通	7		橋梁用防護柵製作工	部 材	部材長 l (m)	$\pm 3 \dots$ $l \leq 10$ $\pm 4 \dots$ $l > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	12 工場 製作 工 共通	8		アンカーフレーム製作工	上 面 水 平 度 δ_1 (mm)	$b/500$	軸心上全数測定。		
						仮 組 立 時 鉛 直 度 δ_2 (mm)	$h/500$			
						高 さ h (mm)	± 5			

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工	9		プレビーム用桁製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m)	±2…w≤0.5 ±3… 0.5<w≤1.0 ±4… 1.0<w≤2.0 ±(3+w/2)… 2.0<w	各支点及び各支間中央付近を測定。	
						部 材 フランジの直角度 δ (mm)	w/200	各支点及び各支間中央付近を測定。	
						部 材 材長 ℓ (m)	±3…ℓ≤10 ±4…ℓ>10	原則として仮組立をしない部材についで主要部材全数で測定。	
						仮 組 立 時 主桁のそり	-5～+5… L≤20 -5～+10… 20<L≤40	各主桁について10～12m間隔を測定。	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工	10		鋼製排水管製作工	部 材 材長 ℓ (m)	±3… ℓ≤10 ±4… ℓ>10	図面の寸法表示箇所を測定。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工	9		プレビーム用桁製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m)	±2…w≤0.5 ±3… 0.5<w≤1.0 ±4… 1.0<w≤2.0 ±(3+w/2)… 2.0<w	各支点及び各支間中央付近を測定。	
						部 材 フランジの直角度 δ (mm)	w/200	各支点及び各支間中央付近を測定。	
						部 材 材長 ℓ (m)	±3…ℓ≤10 ±4…ℓ>10	原則として仮組立をしない部材についで主要部材全数で測定。	
						仮 組 立 時 主桁のそり	-5～+5… L≤20 -5～+10… 20<L≤40	各主桁について10～12m間隔を測定。	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	12 工 場 製 作 工	10		鋼製排水管製作工	部 材 材長 ℓ (m)	±3… ℓ≤10 ±4… ℓ>10	図面の寸法表示箇所を測定。	

文言修正

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
3	2	12	11		工場塗装工	塗 膜 厚	a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは、500㎡とする。 1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
3	2	12	11		工場塗装工	塗 膜 厚	a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは、500㎡とする。 1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。	

文言修正

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
3	2	13			架設工 (鋼橋) (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	全長 L (m) 支間長 Ln (m)	±(20+L/5) ±(20+Ln/5)	各桁毎に全数測定。	
						通 り δ (mm)	±(10+2L/5)	L: 主桁・主構の支間長(m)	
						そ り δ (mm)	±(25+L/2)	主桁、主構を全数測定。 L: 主桁・主構の支間長(m)	
						※主桁、主構の中心間距離 B(m)	±4…… B≤2 ±(3+B/2) …… B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。	
						※主桁の橋端における出入差 δ (mm)	±10	どちらか一方の主桁 (主構) 端を測定。	
						※主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1,000	各主桁の両端部を測定。 h: 主桁・主構の高さ(mm)	
						※現場継手部のすき間 δ1, δ2 (mm)	±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ1, δ2のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 (例: 設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm~8mm)	
		※は仮組立検査を実施しない工事に適用。							

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
3	2	13			架設工 (鋼橋) (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	全長 L (m) 支間長 Ln (m)	±(20+L/5) ±(20+Ln/5)	各桁毎に全数測定。 L: 主桁・主構の支間長(m)	
						通 り δ (mm)	±(10+2L/5)	L: 主桁・主構の支間長(m)	
						そ り δ (mm)	±(25+L/2)	主桁、主構を全数測定。 L: 主桁・主構の支間長(m)	
						※主桁、主構の中心間距離 B(m)	±4…… B≤2 ±(3+B/2) …… B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。	
						※主桁の橋端における出入差 δ (mm)	±10	どちらか一方の主桁 (主構) 端を測定。	
						※主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1,000	各主桁の両端部を測定。 h: 主桁・主構の高さ(mm)	
						※現場継手部のすき間 δ1, δ2 (mm)	±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ1, δ2のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 (例: 設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm~8mm)	
		※は仮組立検査を実施しない工事に適用。							

文言修正

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	13 橋 梁 架 設 工			架設工(コンクリート橋) (クレーン架設) (架設桁架設) 架設工支保工 (固定) (移動) 架設桁架設 (片持架設) (押し架設)	全 長・支 間	—	各桁毎に全数測定。		
						桁の中心間距離	—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。		
						そ り	—	主桁を全数測定。		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生土工) (人工張芝工) (植生穴工)	切 土 法 長 ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	
							ℓ≥5m	法長の-4%		
						盛 土 法 長 ℓ	ℓ<5m	-100		
							ℓ≥5m	法長の-2%		
						延 長 L		-200		1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法 長 ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	
							ℓ≥5m	法長の-4%		
						厚 さ t	t<5cm	-10		施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。
							t≥5cm	-20		
						延 長 L		-200		1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	13 橋 梁 架 設 工			架設工(コンクリート橋) (クレーン架設) (架設桁架設) 架設工支保工 (固定) (移動) 架設桁架設 (片持架設) (押し架設)	全 長・支 間	—	各桁毎に全数測定。		
						桁の中心間距離	—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。		
						そ り	—	主桁を全数測定。		
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生土工) (人工張芝工) (植生穴工)	切 土 法 長 ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	
							ℓ≥5m	法長の-4%		
						盛 土 法 長 ℓ	ℓ<5m	-100		
							ℓ≥5m	法長の-2%		
						延 長 L		-200		1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法 長 ℓ	ℓ<5m	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	
							ℓ≥5m	法長の-4%		
						厚 さ t	t<5cm	-10		施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。
							t≥5cm	-20		
						延 長 L		-200		1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。

文言修正
(一部修正)
適用すべき諸基準類との整合

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	
3	2	14	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	$\phi < 3m$	-50	施工延長 40mにつき1か所、40m以下のものは1施工箇所につき2か所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ※急傾斜地工事の場合は測点毎ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
						$\phi \geq 3m$	-100			
						厚さ t	$t < 5cm$	-10		200㎡につき1か所以上、200㎡以下は2か所をせん孔により測定。
							$t \geq 5cm$	-20		
						延長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

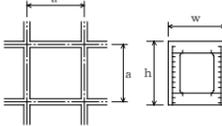
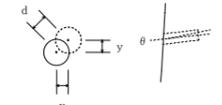
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	
3	2	14	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	$\phi < 3m$	-50	施工延長 40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ※急傾斜地工事の場合は測点毎ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		
						$\phi \geq 3m$	-100			
						厚さ t	$t < 5cm$	-10		200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。
							$t \geq 5cm$	-20		
						延長 L	-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		

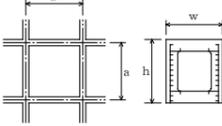
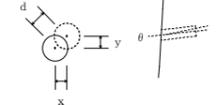
文言修正
(一部修正)
適用すべき諸基準類との整合

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工 共通	14 法面 工	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 $\varnothing < 10\text{m}$	-100	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 か所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 か所。 ※急傾斜地工事は測点毎 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	
						法長 $\varnothing \geq 10\text{m}$	-200		
						幅 w	-30		
						高さ h	-30		
						枠中心間隔 a	± 100		
延長 L	-200	1 施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。							
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工 共通	14 法面 工	4	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法長 $\varnothing < 10\text{m}$	-100	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 か所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 か所。 1 施工箇所毎	
						法長 $\varnothing \geq 10\text{m}$	-200		
						延長 L	-200		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工 共通	14 法面 工	6		アンカー工	削孔深さ \varnothing	設計値以上	全数 (任意仮設は除く)	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$
						配置誤差 d	100		
						せん孔方向 θ	± 2.5 度		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工 共通	14 法面 工	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 $\varnothing < 10\text{m}$	-100	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 か所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 か所。 ※急傾斜地工事は測点毎 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	
						法長 $\varnothing \geq 10\text{m}$	-200		
						幅 w	-30		
						高さ h	-30		
						枠中心間隔 a	± 100		
延長 L	-200	1 施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。							
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工 共通	14 法面 工	4	2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法長 $\varnothing < 10\text{m}$	-100	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 か所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 か所。 1 施工箇所毎	
						法長 $\varnothing \geq 10\text{m}$	-200		
						延長 L	-200		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工 共通	14 法面 工	6		アンカー工	削孔深さ \varnothing	設計値以上	全数 (任意仮設は除く)	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$
						配置誤差 d	100		
						せん孔方向 θ	± 2.5 度		

文言修正
(一部修正)
適用すべき諸基準類との整合

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
3	2	15	1	1	(一般事項) 場所打擁壁工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1か所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2か所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 ※急傾斜地工事の場合は測点毎	
						厚さ t	-20		
						裏込厚さ	-50		
						幅 w1, w2	-30		
						高さ h	h<3m h≥3m	-50 -100	
						延長 L	-200	1施工箇所毎	
								「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
3	2	15	1	1	(一般事項) 場所打擁壁工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※急傾斜地工事の場合は測点毎	
						厚さ t	-20		
						裏込厚さ	-50		
						幅 w1, w2	-30		
						高さ h	h<3m h≥3m	-50 -100	
						延長 L	-200	1施工箇所毎	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
3	2	15	2	2	プレキャスト擁壁工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1か所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2か所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	
						延長 L	-200		

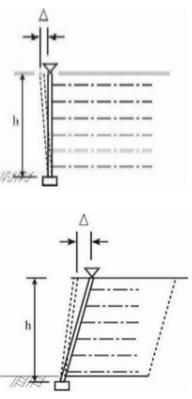
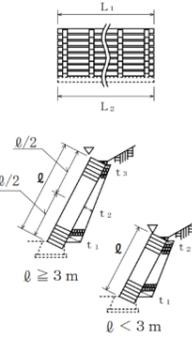
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
3	2	15	2	2	プレキャスト擁壁工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
						延長 L	-200		

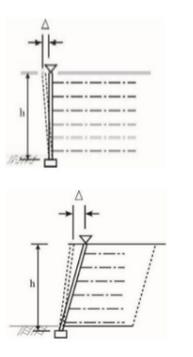
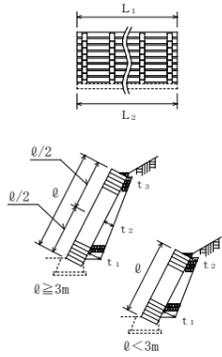
文言修正
(一部追加)
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の記載を追加

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	
3	2	15	3	3	補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						高さ h	h<3m			-50
							h≥3m			-100
						鉛直度△	±0.03hかつ±300以内			
						控え長さ(補強材の設計長)	設計値以上			
延長 L	-200	1施工箇所毎								
3	2	15	4	4	井桁ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						法長 phi	phi<3m			-50
							phi≥3m			-100
						厚さ t1, t2, t3	-50			
						延長 L1, L2	-200			1施工箇所毎

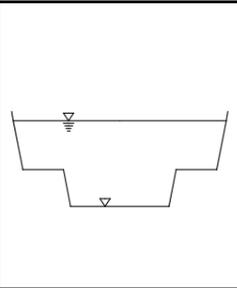
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	
3	2	15	3	3	補強土壁工 (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						高さ h	h<3m			-50
							h≥3m			-100
						鉛直度△	±0.03hかつ±300以内			
						控え長さ(補強材の設計長)	設計値以上			
延長 L	-200	1施工箇所毎								
3	2	15	4	4	井桁ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						法長 phi	phi<3m			-50
							phi≥3m			-100
						厚さ t1, t2, t3	-50			
						延長 L1, L2	-200			1施工箇所毎

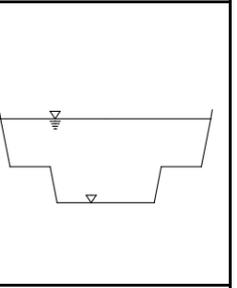
文言修正
(一部追加)
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の記載を追加

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工 共通	16 浚 渫 工 共通	3	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	電気船	200ps	-800～+200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		
							500ps	-1,000～+200			
							1,000ps	-1,200～+200			
							ディーゼル船	250ps			-800～+200
								420ps			-1,000～+200
								600ps			-1,000～+200
						1,350ps	-1,200～+200				
						幅	-200				
						延長	-200				
						3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工 共通	16 浚 渫 工 共通			3
幅	-200										
延長	-200										
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工 共通	16 浚 渫 工 共通	3	3	浚渫船運転工 (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。			
						標高較差	0以下			+400以下	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工 共通	16 浚 渫 工 共通	3	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	電気船	200ps	-800～+200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。		
							500ps	-1,000～+200			
							1,000ps	-1,200～+200			
							ディーゼル船	250ps			-800～+200
								420ps			-1,000～+200
								600ps			-1,000～+200
						1,350ps	-1,200～+200				
						幅	-200				
						延長	-200				
						3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工 共通	16 浚 渫 工 共通			3
幅	-200										
延長	-200										
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工 共通	16 浚 渫 工 共通	3	3	浚渫船運転工 (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 河川浚渫工編」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。			
						標高較差	0以下			+400以下	

(一部修正)
適用すべき諸基準類との整合

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	18 床 版 工	2		床版工	基 準 高 ▽	±20	基準高は、1径間当たり2か所（支点付近）で、1か所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3か所、厚さは型枠設置時におおむね10mに1か所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)		
						幅 w	0～+30			
						厚 さ t	-10～+20			
						鉄筋のかぶり	設計値以上			1径間当たり3断面（両端及び中央）測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1か所とする。
						鉄筋の有効高さ	±10			
						鉄 筋 間 隔	±20			1径間当たり3か所（両端及び中央）測定。
						上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10			1か所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。

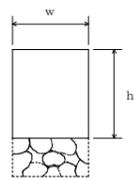
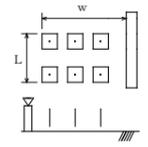
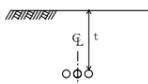
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	18 床 版 工	2		床版工	基 準 高 ▽	±20	基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10mに1ヶ所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)		
						幅 w	0～+30			
						厚 さ t	-10～+20			
						鉄筋のかぶり	設計値以上			1径間当たり3断面（両端及び中央）測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。
						鉄筋の有効高さ	±10			
						鉄 筋 間 隔	±20			1径間当たり3ヶ所（両端及び中央）測定。
						上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10			1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。

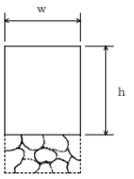
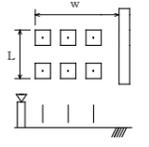
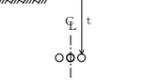
文言修正
(追加)
国の改正に伴い図の追加

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
4 河川編	1 築堤・護岸	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅 w	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
						高さ h	-30		
4 河川編	1 築堤・護岸	10 水制工	8		杭出し水制工	基準高▽	±50	1組毎	
						幅 w	±300		
						方向	±7°		
						延長 L	-200		
4 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3		配管工	埋設深 t	0~+50	接続部(地上機器部)間毎に1ヶ所。	
						延長 L	-200		
									接続部(地上機器部)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
4 河川編	1 築堤・護岸	7 法覆護岸工	4		護岸付属物工	幅 w	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
						高さ h	-30		
4 河川編	1 築堤・護岸	10 水制工	8		杭出し水制工	基準高▽	±50	1組毎	
						幅 w	±300		
						方向	±7°		
						延長 L	-200		
4 河川編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	3		配管工	埋設深 t	0~+50	接続部(地上機器部)間毎に1ヶ所。	
						延長 L	-200		
									接続部(地上機器部)

文言修正
(一部修正)
適用すべき諸基準類との整合

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

文言修正

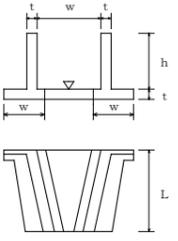
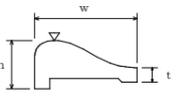
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
4 河川 編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	基準高▽	±30	1カ所毎 ※は現場打部分のある場合	
						※厚さ t ₁ ~t ₅	-20		
						※幅 w ₁ , w ₂	-30		
						※高さ h ₁ , h ₂	-30		
4 河川 編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管 本体工	6	1	函渠工 (本体工)	基準高▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前(載荷前)に測定する。 函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。	
						厚さ t ₁ ~t ₈	-20		
						幅 w ₁ , w ₂	-30		
						内空幅 w ₃	-30		
						内空高 h ₁	±30		
						延 長 L	-200		
4 河川 編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管 本体工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1カ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2カ所。 1施工箇所毎	
						延 長 L	-200		

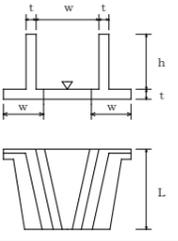
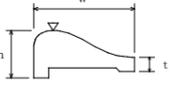
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
4 河川 編	1 築堤・護岸	13 光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	基準高▽	±30	1カ所毎 ※は現場打部分のある場合	
						※厚さ t ₁ ~t ₅	-20		
						※幅 w ₁ , w ₂	-30		
						※高さ h ₁ , h ₂	-30		
4 河川 編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管 本体工	6	1	函渠工 (本体工)	基準高▽	±30	柔構造樋門の場合は埋戻前(載荷前)に測定する。 函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。	
						厚さ t ₁ ~t ₈	-20		
						幅 w ₁ , w ₂	-30		
						内空幅 w ₃	-30		
						内空高 h ₁	±30		
						延 長 L	-200		
4 河川 編	3 樋門・樋管	5 樋門・樋管 本体工	6	2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1カ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2カ所。 1施工箇所毎	
						延 長 L	-200		

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

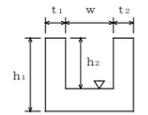
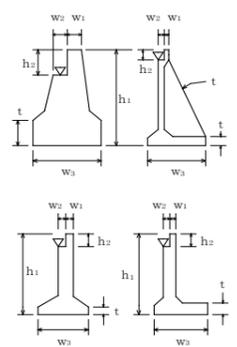
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
4 河川 編	3 樋門・ 樋管	5 樋門・ 樋管本 体工	7 8		翼壁工 水叩工	基 準 高 ∇	± 30	図面の寸法表示箇所 で測定。	
						厚 さ t	-20		
						幅 w	-30		
						高 さ h	± 30		
						延 長 L	-50		
4 河川 編	4 水門	6 水門本 体工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基 準 高 ∇	± 30	図面の寸法表示箇所 で測定。	
厚 さ t	-20								
幅 w	-30								
高 さ h	± 30								
延 長 L	-50								
4 河川 編	5 堰	6 可動堰 本体工	13 14		開門工 土砂吐工	基 準 高 ∇	± 30	図面の寸法表示箇所 で測定。	
厚 さ t	-20								
幅 w	-30								
高 さ h	± 30								
延 長 L	-50								
4 河川 編	5 堰	7 固定堰 本体工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	基 準 高 ∇	± 30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継 手箇所及び構造図の寸法表示箇所 で測定。	
						厚 さ t	-20		
						幅 w	-30		
						高 さ h	± 30		
						堰長 L	L < 20m -50 L \geq 20m -100		

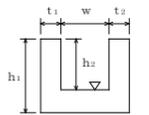
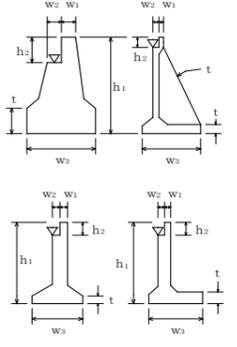
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
4 河川 編	3 樋門・ 樋管	5 樋門・ 樋管本 体工	7 8		翼壁工 水叩工	基 準 高 ∇	± 30	図面の寸法表示箇所 で測定。	
						厚 さ t	-20		
						幅 w	-30		
						高 さ h	± 30		
						延 長 L	-50		
4 河川 編	4 水門	6 水門本 体工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基 準 高 ∇	± 30	図面の寸法表示箇所 で測定。	
厚 さ t	-20								
幅 w	-30								
高 さ h	± 30								
延 長 L	-50								
4 河川 編	5 堰	6 可動堰 本体工	13 14		開門工 土砂吐工	基 準 高 ∇	± 30	図面の寸法表示箇所 で測定。	
厚 さ t	-20								
幅 w	-30								
高 さ h	± 30								
延 長 L	-50								
4 河川 編	5 堰	7 固定堰 本体工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	基 準 高 ∇	± 30	基準高、幅、高さ、厚さは両端、施工継 手箇所及び構造図の寸法表示箇所 で測定。	
						厚 さ t	-20		
						幅 w	-30		
						高 さ h	± 30		
						堰長 L	L < 20m -50 L \geq 20m -100		

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
4 河川 編	5 堰	8 魚道 工	3		魚道本体工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
						厚さ t ₁ , t ₂	-20		
						幅 w	-30		
						高さ h ₁ , h ₂	-30		
						延長 L	-200		
4 河川 編	5 堰	9 管理橋 橋下部工	2		管理橋橋台工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所測定。	
						厚さ t	-20		
						天端幅 w ₁ (橋軸方向)	-10		
						天端幅 w ₂ (橋軸方向)	-10		
						敷幅 w ₃ (橋軸方向)	-50		
						高さ h ₁	-50		
						胸壁の高さ h ₂	-30		
						天端長 l ₁	-50		
						敷長 l ₂	-50		
						胸壁間距離 l	±30		
						支点長及び中心線の変化	±50		

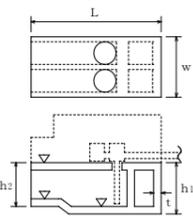
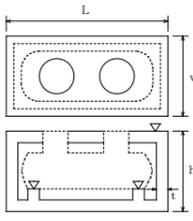
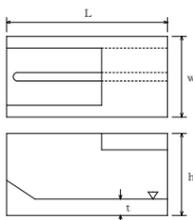
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
4 河川 編	5 堰	8 魚道 工	3		魚道本体工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
						厚さ t ₁ , t ₂	-20		
						幅 w	-30		
						高さ h ₁ , h ₂	-30		
						延長 L	-200		
4 河川 編	5 堰	9 管理橋 橋下部工	2		管理橋橋台工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は図面の寸法表示箇所測定。	
						厚さ t	-20		
						天端幅 w ₁ (橋軸方向)	-10		
						天端幅 w ₂ (橋軸方向)	-10		
						敷幅 w ₃ (橋軸方向)	-50		
						高さ h ₁	-50		
						胸壁の高さ h ₂	-30		
						天端長 l ₁	-50		
						敷長 l ₂	-50		
						胸壁間距離 l	±30		
						支点長及び中心線の変化	±50		

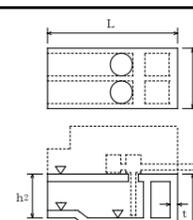
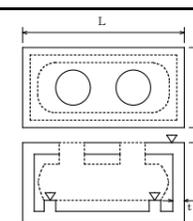
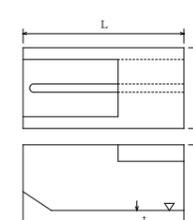
文言修正

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

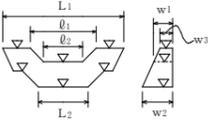
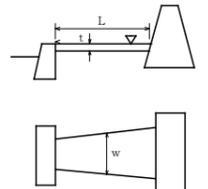
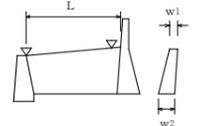
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
4 河川 編	6 排水 機場	4 機場 本 体 工	6		本 体 工	基 準 高 ∇	± 30	図面の表示箇所 で測定。	
						厚 さ t	-20		
						幅 w	-30		
						高 さ h_1, h_2	± 30		
						延 長 L	-50		
4 河川 編	6 排水 機場	4 機場 本 体 工	7		燃 料 貯 油 槽 工	基 準 高 ∇	± 30	図面の表示箇所 で測定。	
厚 さ t	-20								
幅 w	-30								
高 さ h	± 30								
延 長 L	-50								
4 河川 編	6 排水 機場	5 沈 砂 池 工	7		コ ン ク リ ー ト 床 版 工	基 準 高 ∇	± 30	図面の表示箇所 で測定。	
						厚 さ t	-20		
						幅 w	-30		
						高 さ h	± 30		
						延 長 L	-50		

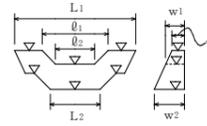
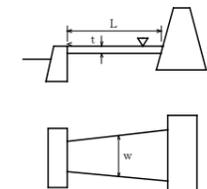
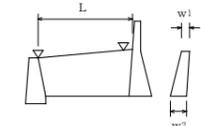
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
4 河川 編	6 排水 機場	4 機場 本 体 工	6		本 体 工	基 準 高 ∇	± 30	図面の表示箇所 で測定。	
						厚 さ t	-20		
						幅 w	-30		
						高 さ h_1, h_2	± 30		
						延 長 L	-50		
4 河川 編	6 排水 機場	4 機場 本 体 工	7		燃 料 貯 油 槽 工	基 準 高 ∇	± 30	図面の表示箇所 で測定。	
						厚 さ t	-20		
						幅 w	-30		
						高 さ h	± 30		
						延 長 L	-50		
4 河川 編	6 排水 機場	5 沈 砂 池 工	7		コ ン ク リ ー ト 床 版 工	基 準 高 ∇	± 30	図面の表示箇所 で測定。	
						厚 さ t	-20		
						幅 w	-30		
						高 さ h	± 30		
						延 長 L	-50		

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

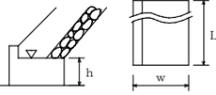
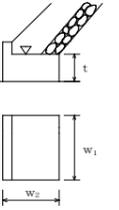
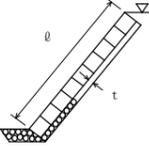
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
4 河 川 編	7 床 止 め ・ 床 固 め	4 床 止 め 工	6		本 体 工 (床固め本 体工)	基 準 高 ∇	± 30	図面に表示してある箇所で測定。	
						天 端 幅 w_1, w_3	-30		
						堤 幅 w_2	-30		
						堤 長 L_1, L_2	-100		
						水 通 し 幅 ϕ_1, ϕ_2	± 50		
4 河 川 編	7 床 止 め ・ 床 固 め	4 床 止 め 工	8		水 叩 工	基 準 高 ∇	± 30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。	
						厚 さ t	-30		
						幅 w	-100		
						延 長 L	-100		
4 河 川 編	7 床 止 め ・ 床 固 め	5 床 固 め 工	6		側 壁 工	基 準 高 ∇	± 30	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点到直角な水平延長を測定。	
						天 端 幅 w_1	-30		
						堤 幅 w_2	-30		
						長 さ L	-100		

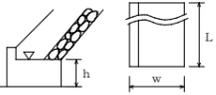
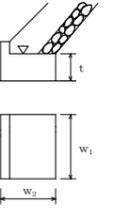
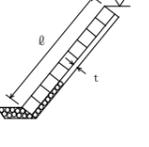
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
4 河 川 編	7 床 止 め ・ 床 固 め	4 床 止 め 工	6		本 体 工 (床固め本 体工)	基 準 高 ∇	± 30	図面に表示してある箇所で測定。	
						天 端 幅 w_1, w_3	-30		
						堤 幅 w_2	-30		
						堤 長 L_1, L_2	-100		
						水 通 し 幅 ϕ_1, ϕ_2	± 50		
4 河 川 編	7 床 止 め ・ 床 固 め	4 床 止 め 工	8		水 叩 工	基 準 高 ∇	± 30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。	
						厚 さ t	-30		
						幅 w	-100		
						延 長 L	-100		
4 河 川 編	7 床 止 め ・ 床 固 め	5 床 固 め 工	6		側 壁 工	基 準 高 ∇	± 30	1. 図面の寸法表示箇所で測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点到直角な水平延長を測定。	
						天 端 幅 w_1	-30		
						堤 幅 w_2	-30		
						長 さ L	-100		

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	
5 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	5 護岸 基礎 工	5		場所打コンクリート工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1か所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2か所。		
						幅 w	-30			
						高さ h	-30			
						延長 L	-200			
5 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	5 護岸 基礎 工	6		海岸コンクリートブロック工	基準高▽	±50	ブロック個数40個につき1か所の割で測定。基準高、延長は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1か所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2か所。		
						ブロック厚 t	-20			
						ブロック縦幅 w ₁	-20			
						ブロック横幅 w ₂	-20			
						延長 L	-200			
5 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	6 護岸 工	4		海岸コンクリートブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1か所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2か所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						法長 l	l < 5m			-100
							l ≥ 5m			l × (-2%)
						厚 さ t	-50			
						延長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	
5 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	5 護岸 基礎 工	5		場所打コンクリート工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1か所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2か所。		
						幅 w	-30			
						高さ h	-30			
						延長 L	-200			
5 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	5 護岸 基礎 工	6		海岸コンクリートブロック工	基準高▽	±50	ブロック個数40個につき1か所の割で測定。基準高、延長は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1か所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2か所。		
						ブロック厚 t	-20			
						ブロック縦幅 w ₁	-20			
						ブロック横幅 w ₂	-20			
						延長 L	-200			
5 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	6 護岸 工	4		海岸コンクリートブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1か所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2か所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						法長 l	l < 5m			-100
							l ≥ 5m			l × (-2%)
						厚 さ t	-50			
						延長 L	-200			

文言修正

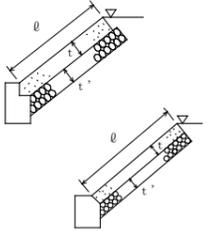
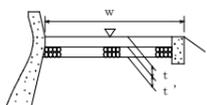
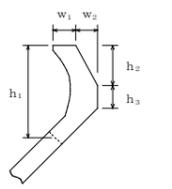
(一部修正)

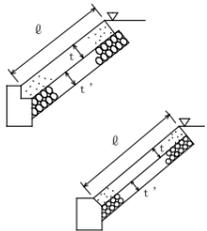
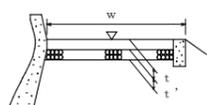
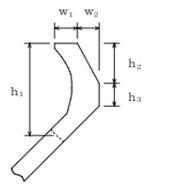
適用すべき諸基準類との整合

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	
5 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	6 護岸工	5		コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						法長ℓ	ℓ<3m			-50
							ℓ≥3m			-100
						厚さt	t<100			-20
							t≥100			-30
						裏込材厚t'	-50			
						延長L	-200			
5 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	8 天端被覆工	2		コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						幅w	-50			
						厚さt	-10			
						基礎厚t'	-45			
						延長L	-200			
5 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	9 波返工	3		波返工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						幅w ₁ , w ₂	-30			
						高さh<3m h ₁ , h ₂ , h ₃	-50			
						高さh≥3m h ₁ , h ₂ , h ₃	-100			
						延長L	-200			

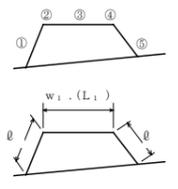
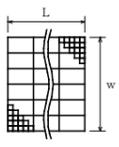
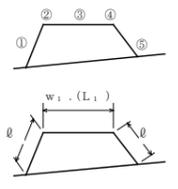
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	
5 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	6 護岸工	5		コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						法長ℓ	ℓ<3m			-50
							ℓ≥3m			-100
						厚さt	t<100			-20
							t≥100			-30
						裏込材厚t'	-50			
						延長L	-200			
5 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	8 天端被覆工	2		コンクリート被覆工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						幅w	-50			
						厚さt	-10			
						基礎厚t'	-45			
						延長L	-200			
5 河川 海岸 編	1 堤防・ 護岸	9 波返工	3		波返工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						幅w ₁ , w ₂	-30			
						高さh<3m h ₁ , h ₂ , h ₃	-50			
						高さh≥3m h ₁ , h ₂ , h ₃	-100			
						延長L	-200			

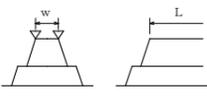
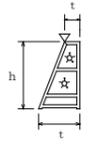
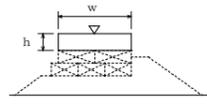
文言修正
(一部修正)
適用すべき諸基準類との整合

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
5 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	4 突堤基礎 工	4		捨石工	本 均 し	±50	施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。	
						基 準 高 ▽	±500		
						表 面 均 し	±100		
						異形ブロック据付面 (乱積) の高さ	±500		
						異形ブロック据付面 (乱積) 以外の高さ	±300		
						被 覆 均 し	±500		
						異形ブロック据付面 (乱積) の高さ	±500		
						異形ブロック据付面 (乱積) 以外の高さ	±300		
						法 長 ϕ	-100		
						天 端 幅 w_1	-100		
天 端 延 長 L_1	-200								
5 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	4 突堤基礎 工	5		吸出し防止工	幅 w	-300	施工延長 40m (測点間隔 25mの場 合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又 は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につ き 2ヶ所。	
						延 長 L	-500		
5 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本 体工	2		捨石工	異形ブロック据付面 (乱積) の高さ	±500	施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上測定。	
						異形ブロック据付面 (乱積) 以外の高さ	±300		
						法 長 ϕ	-100		
						天 端 幅 w_1	-100		
						天 端 延 長 L_1	-200		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	
5 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本 体工	5		海岸コンクリートブ ロック工	(層積) ブロック 規格 26 t 未満	±300	施工延長 40m (測点間隔 25mの場 合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又 は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につ き 2ヶ所。延長は、センターラインで行 う。		
						(層積) ブロック 規格 26 t 以上	±500			
						基 準 高 ▽	±ブロックの 高さの 1/2			
						天 端 幅 w	-ブロックの 高さの 1/2			
					天 端 延 長 L	-ブロックの 高さの 1/2				
5 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本 体工	9		石砕工	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場 合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又 は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につ き 2ヶ所。		
						厚 さ t	-50			
						高 さ h	$h < 3m$			-50
						$h \geq 3m$	-100			
					延 長 L	-200	1 施工箇所毎			
5 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本 体工	10		場所打コンクリート工	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場 合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又 は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につ き 2ヶ所。		
						幅 w	-30			
						高 さ h	-30			
						延 長 L	-200			

文言修正

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	
5 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	4 突堤基礎 工	4		捨石工	基 準	本 均 し	±50	施工延長 10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。	
						表 面 均 し	±100			
						高 均 し	異形ブロック掘付面 (乱積) の高さ	±500		
							異形ブロック掘付面 (乱積) 以外の高さ	±300		
						▽ 被 覆 均 し	異形ブロック掘付面 (乱積) の高さ	±500		
							異形ブロック掘付面 (乱積) 以外の高さ	±300		
						法 長 ℓ	-100	幅は施工延長 40m (測点間隔 25mの場 合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又 は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につ き 2ヶ所、延長はセンターライン及び 表裏法肩。		
						天 端 幅 w_1	-100			
天 端 延 長 L_1	-200									
5 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	4 突堤基礎 工	5		吸出し防止工	幅 w	-300	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又 は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につ き 2ヶ所。		
						延 長 L	-500			
5 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本体 工	2		捨石工	基 準	異形ブロック掘付面 (乱積) の高さ	±500	施工延長 10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。	
						▽ 高 均 し	異形ブロック掘付面 (乱積) 以外の高さ	±300		
						法 長 ℓ	-100	幅は施工延長 40m (測点間隔 25mの場 合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又 は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につ き 2ヶ所、延長はセンターライン及び 表裏法肩。		
						天 端 幅 w_1	-100			
						天 端 延 長 L_1	-200			

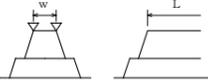
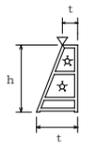
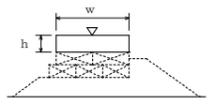
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	
5 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	4 突堤基礎 工	4		捨石工	基 準	本 均 し	±50	施工延長 10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。	
						表 面 均 し	±100			
						高 均 し	異形ブロック掘付面 (乱積) の高さ	±500		
							異形ブロック掘付面 (乱積) 以外の高さ	±300		
						▽ 被 覆 均 し	異形ブロック掘付面 (乱積) の高さ	±500		
							異形ブロック掘付面 (乱積) 以外の高さ	±300		
						法 長 ℓ	-100	幅は施工延長 40m (測点間隔 25mの場 合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又 は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につ き 2ヶ所、延長はセンターライン及び 表裏法肩。		
						天 端 幅 w_1	-100			
天 端 延 長 L_1	-200									
5 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	4 突堤基礎 工	5		吸出し防止工	幅 w	-300	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又 は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につ き 2ヶ所。		
						延 長 L	-500			
5 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本体 工	2		捨石工	基 準	異形ブロック掘付面 (乱積) の高さ	±500	施工延長 10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。	
						▽ 高 均 し	異形ブロック掘付面 (乱積) 以外の高さ	±300		
						法 長 ℓ	-100	幅は施工延長 40m (測点間隔 25mの場 合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又 は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につ き 2ヶ所、延長はセンターライン及び 表裏法肩。		
						天 端 幅 w_1	-100			
						天 端 延 長 L_1	-200			

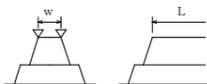
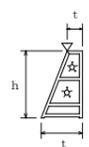
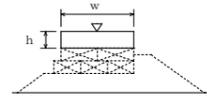
文言修正

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	
5 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本 体工	5		海岸コンクリートブ ロック工	(層積) ブロック 規格 26 t 未満	±300	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 か所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 か所。延長は、センターラインで行 う。		
						(層積) ブロック 規格 26 t 以上	±500			
						(乱 積)	±ブロックの 高さの 1/2			
						天 端 幅 w	-ブロックの 高さの 1/2			
					天 端 延 長 L	-ブロックの 高さの 1/2				
5 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本 体工	9		石砕工	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 か所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 か所。		
						厚 さ t	-50			
						高 さ h	h < 3m			-50
							h ≥ 3m			-100
						延 長 L	-200			1 施工箇所毎
5 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本 体工	10		場所打コンクリート工	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 か所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 か所。		
						幅 w	-30			
						高 さ h	-30			
						延 長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	
5 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本 体工	5		海岸コンクリートブ ロック工	(層積) ブロック 規格 26 t 未満	±300	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 か所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 か所。延長は、センターラインで行 う。		
						(層積) ブロック 規格 26 t 以上	±500			
						(乱 積)	±ブロックの 高さの 1/2			
						天 端 幅 w	-ブロックの 高さの 1/2			
					天 端 延 長 L	-ブロックの 高さの 1/2				
5 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本 体工	9		石砕工	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 か所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 か所。		
						厚 さ t	-50			
						高 さ h	h < 3m			-50
							h ≥ 3m			-100
						延 長 L	-200			1 施工箇所毎
5 河川 海岸 編	2 突堤・人工 岬	5 突堤本 体工	10		場所打コンクリート工	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 か所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 か所。		
						幅 w	-30			
						高 さ h	-30			
						延 長 L	-200			

文言修正

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	
5 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	パ ラ ス ト の 基 準 高 ▽	砕石、砂	±100	各室中央部 1 か所	
						コンクリート	±50			
						壁 厚 t ₁	±10	底版完成時、各壁 1 か所		
						幅 w	+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
						高 さ h ₁	+30, -10	完成時、四隅		
						長 さ L	+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
						底版厚さ t ₂	+30, -10	底版完成時、各室中央部 1 か所		
フーチング高さ h ₂	+30, -10	底版完成時、四隅								
5 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	2	ケーソン工 (ケーソン工据付)	法線に対する出入 1, 2	ケーソン重量 2000 t 未満 ±100	据付完了後、両端 2 か所		
							ケーソン重量 2000 t 以上 ±150			
						据付目地間隔 1', 2'	ケーソン重量 2000 t 未満 100 以下	据付完了後、天端 2 か所		
							ケーソン重量 2000 t 以上 200 以下			
5 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基 準 高 ▽	陸 上	±30	1室につき 1 か所 (中心)	
							水 中	±50		
						厚 さ t	±30			
						幅 w	±30			
						長 さ L	±30			

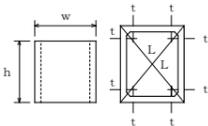
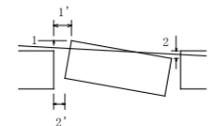
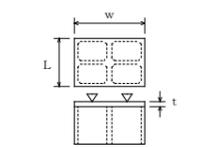
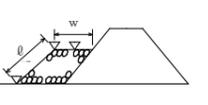
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	
5 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	パ ラ ス ト の 基 準 高 ▽	砕石、砂	±100	各室中央部 1 か所	
						コンクリート	±50			
						壁 厚 t ₁	±10	底版完成時、各壁 1 か所		
						幅 w	+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
						高 さ h ₁	+30, -10	完成時、四隅		
						長 さ L	+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は両端		
						底版厚さ t ₂	+30, -10	底版完成時、各室中央部 1 か所		
フーチング高さ h ₂	+30, -10	底版完成時、四隅								
5 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	2	ケーソン工 (ケーソン工据付)	法線に対する出入 1, 2	ケーソン重量 2000 t 未満 ±100	据付完了後、両端 2 か所		
							ケーソン重量 2000 t 以上 ±150			
						据付目地間隔 1', 2'	ケーソン重量 2000 t 未満 100 以下	据付完了後、天端 2 か所		
							ケーソン重量 2000 t 以上 200 以下			
5 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本体工	11	3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基 準 高 ▽	陸 上	±30	1室につき 1 か所 (中心)	
							水 中	±50		
						厚 さ t	±30			
						幅 w	±30			
						長 さ L	±30			

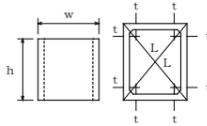
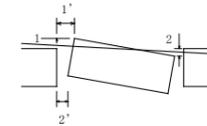
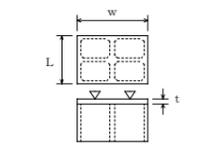
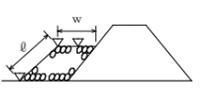
文言修正

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	
5 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体工	12	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁 厚 t	±10	型枠取外し後全数		
						幅 w	+20, -10			
						高 さ h	+20, -10			
						長 さ L	+20, -10			
5 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体工	12	2	セルラー工 (セルラー工据付)	法線に対する 出入 1,2	±50	据付後ブロック1個に2ヶ所(各段毎)		
						隣接ブロックと の間隔 1',2'	50以下			
5 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体工	12	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基準 高▽	陸 上	±30	1室につき1ヶ所(中心)	
							水 中	±50		
							厚 さ t	±30		
							幅 w	±30		
							長 さ L	±30		
5 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	6 根固 め工	2		捨石工	基準 高▽	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。	
							異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ	±300		
							法 長 l	-100		
							天 端 幅 w	-100		
							天 端 延長 L	-200		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	
5 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体工	12	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁 厚 t	±10	型枠取外し後全数		
						幅 w	+20, -10			
						高 さ h	+20, -10			
						長 さ L	+20, -10			
5 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体工	12	2	セルラー工 (セルラー工据付)	法線に対する 出入 1,2	±50	据付後ブロック1個に2ヶ所(各段毎)		
						隣接ブロックと の間隔 1',2'	50以下			
5 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	5 突堤本 体工	12	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基準 高▽	陸 上	±30	1室につき1ヶ所(中心)	
							水 中	±50		
							厚 さ t	±30		
							幅 w	±30		
							長 さ L	±30		
5 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	6 根固 め工	2		捨石工	基準 高▽	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。	
							異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ	±300		
							法 長 l	-100		
							天 端 幅 w	-100		
							天 端 延長 L	-200		

文言修正

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所		
5 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	6 根固め 工	3		根固めブロック工	基準高 ▽	層 積	±300	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。		
							乱 積	±t/2			
						幅 w ₁ , w ₂	層 積	-20			
							乱 積	-t/2			
						延長 L ₁ , L ₂	層 積	-200			1施工箇所毎
							乱 積	-t/2			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所		
5 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	6 根固め 工	3		根固めブロック工	基準高 ▽	層 積	±300	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。		
							乱 積	±t/2			
						幅 w ₁ , w ₂	層 積	-20			
							乱 積	-t/2			
						延長 L ₁ , L ₂	層 積	-200			1施工箇所毎
							乱 積	-t/2			

文言修正

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	
5 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	7 消波 工	3		消波ブロック工	基準高 ▽	層 積	±300	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。	
							乱 積	±t/2		
						幅 w ₁ , w ₂	層 積	-20		
							乱 積	-t/2		
						延長 L ₁ , L ₂	層 積	-200		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	
5 河川 海岸 編	2 突堤・ 人工岬	7 消波 工	3		消波ブロック工	基準高 ▽	層 積	±300	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。	
							乱 積	±t/2		
						幅 w ₁ , w ₂	層 積	-20		
							乱 積	-t/2		
						延長 L ₁ , L ₂	層 積	-200		

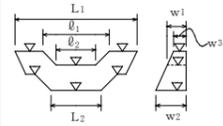
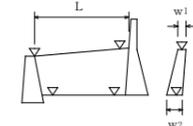
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	
5 河川 海岸 編	3 海城堤防 (人工リーフ、 離岸堤、 潜堤)	3 海城堤 基礎工	3		捨石工	基 準 高 ▽	本 均 し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法層。	
							荒 均 し	異形ブロック掘削面 (乱積)の高さ		
						被 覆 均 し		異形ブロック掘削面 (乱積)以外の高さ		
							法 長 φ	異形ブロック掘削面 (乱積)の高さ		
						天 端 幅 w ₁		異形ブロック掘削面 (乱積)以外の高さ		
							天 端 延長 L ₁	法 長 φ		
								天 端 幅 w ₁		
							天 端 延長 L ₁	-200		

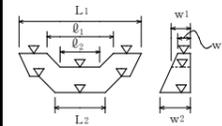
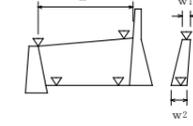
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	
5 河川 海岸 編	3 海城堤防 (人工リーフ、 離岸堤、 潜堤)	3 海城堤 基礎工	3		捨石工	基 準 高 ▽	本 均 し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法層。	
							荒 均 し	異形ブロック掘削面 (乱積)の高さ		
						被 覆 均 し		異形ブロック掘削面 (乱積)以外の高さ		
							法 長 φ	異形ブロック掘削面 (乱積)の高さ		
						天 端 幅 w ₁		異形ブロック掘削面 (乱積)以外の高さ		
							天 端 延長 L ₁	法 長 φ		
								天 端 幅 w ₁		
							天 端 延長 L ₁	-200		

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
6	1	3	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \dots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \dots$ $\ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。	
6	1	8	4		コンクリート堰堤本体工	基準高 ∇	± 30	図面の表示箇所にて測定。	
						天端部 堰 幅 w_1, w_3	-30	<p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。</p>	
						水通しの幅 ℓ_1, ℓ_2	± 50		
						堤 長 L_1, L_2	-100		
6	1	8	6		コンクリート側壁工	基準高 ∇	± 30	<p>1. 図面の寸法表示箇所を測定。</p> <p>2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。</p> <p>3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。</p>	
						幅 w_1, w_2	-30		
						長 さ L	-100		

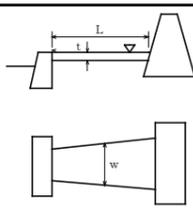
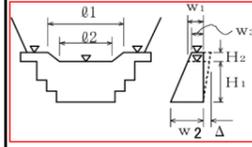
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
6	1	3	4		鋼製堰堤仮設材製作工	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \dots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \dots$ $\ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。	
6	1	8	4		コンクリート堰堤本体工	基準高 ∇	± 30	図面の表示箇所にて測定。	
						天端部 堰 幅 w_1, w_3	-30	<p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。</p> <p>ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。</p>	
						水通しの幅 ℓ_1, ℓ_2	± 50		
						堤 長 L_1, L_2	-100		
6	1	8	6		コンクリート側壁工	基準高 ∇	± 30	<p>1. 図面の寸法表示箇所を測定。</p> <p>2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。</p> <p>3. 長さは、天端中心線の水平延長、又は、測点に直角な水平延長を測定。</p>	
						幅 w_1, w_2	-30		
						長 さ L	-100		

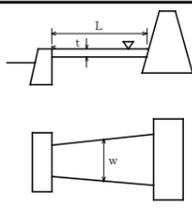
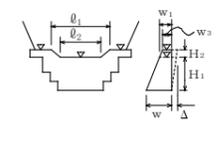
(一部追加)
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の記載を追加

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	
6 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	8		水叩工	基準高 ∇	± 30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		
						幅 w	-100			
						厚 さ t	-30			
						延 長 L	-100			
6 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本体工 (不透過型)	水 通 し 部	堤 高 ∇	± 50	1. 図面に表示してある箇所で測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。	
							長 さ ℓ_1, ℓ_2	± 100		
							幅 w_1, w_3	± 50		
							下流側倒れ Δ	$\pm 0.02H_1$		
						袖 部	袖 高 ∇	± 50		
							幅 w_2	± 50		
							下流側倒れ Δ	$\pm 0.02H_2$		

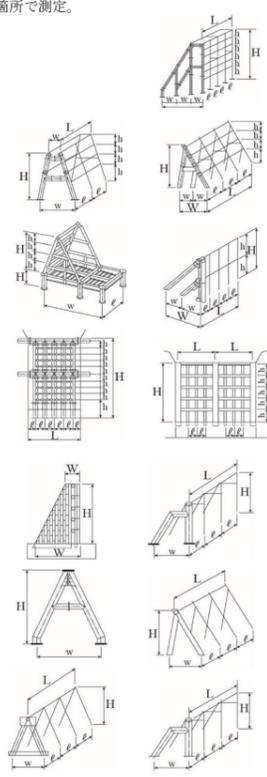
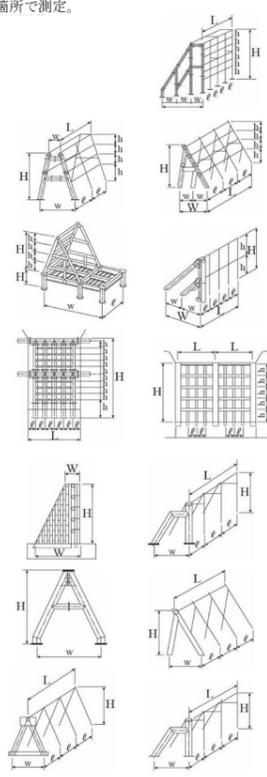
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	
6 砂防編	1 砂防堰堤	8 コンクリート堰堤工	8		水叩工	基準高 ∇	± 30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		
						幅 w	-100			
						厚 さ t	-30			
						延 長 L	-100			
6 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	1	鋼製堰堤本体工 (不透過型)	水 通 し 部	堤 高 ∇	± 50	1. 図面の表示箇所で測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。	
							長 さ ℓ_1, ℓ_2	± 100		
							幅 w_1, w_3	± 50		
							下流側倒れ Δ	$\pm 0.02H_1$		
						袖 部	袖 高 ∇	± 50		
							幅 w_2	± 50		
							下流側倒れ Δ	$\pm 0.02H_2$		

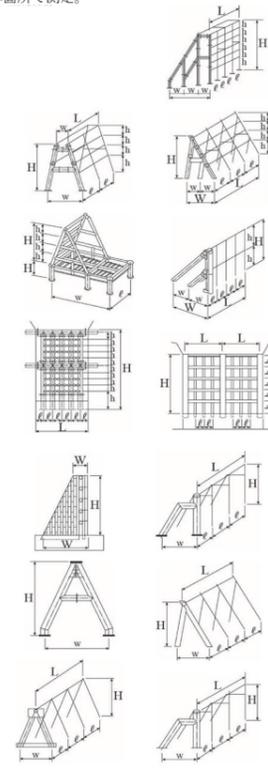
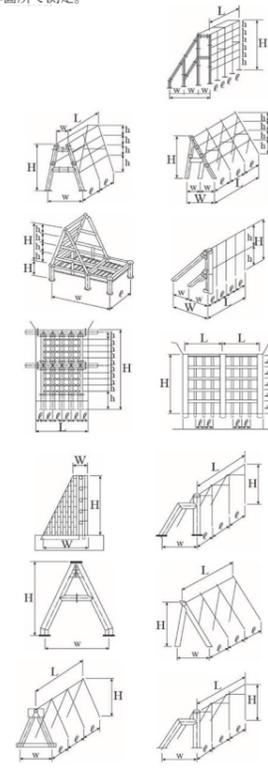
文言修正
(一部追加)
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の記載を追加
(一部修正)
図の更新

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
6	1	9	5	2	鋼製堰堤本體工 (透過型)	堤長 L	±50	図面の寸法表示箇所にて測定。 	
						堤長 l	±10		
						堤幅 W	±30		
						堤幅 w	±10		
						高さ H	±10		
						高さ h	±10		

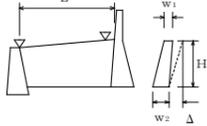
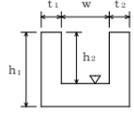
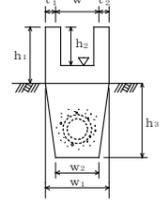
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
6	1	9	5	2	鋼製堰堤本體工 (透過型)	堤長 L	±50	図面の寸法表示箇所にて測定。 	
						堤長 l	±10		
						堤幅 W	±30		
						堤幅 w	±10		
						高さ H	±10		
						高さ h	±10		

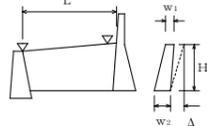
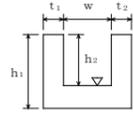
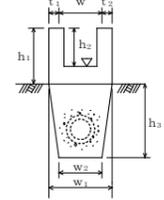
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
6 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	6		鋼製側壁工	堤 高 ∇	± 50	1. 図面に表示してある箇所にて測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。	
						長 さ L	± 100		
						幅 w_1, w_2	± 50		
						下流側倒れ Δ	$\pm 0.02H$		
						高 さ h	$h < 3m$		
	$h \geq 3m$	-100							
6 砂防編	2 流路	5 床固め工	8		魚道工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
						幅 w	-30		
						高 さ h_1, h_2	-30		
						厚 さ t_1, t_2	-20		
						延 長 L	-200		
6 砂防編	3 斜面対策	6 山腹水路工	4		山腹明暗渠工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
						厚 さ t_1, t_2	-20		
						幅 w	-30		
						幅 w_1, w_2	-50		
						高 さ h_1, h_2	-30		
						深 さ h_3	-30		
						延 長 L	-200		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
6 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	6		鋼製側壁工	堤 高 ∇	± 50	1. 図面に表示してある箇所にて測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。	
						長 さ L	± 100		
						幅 w_1, w_2	± 50		
						下流側倒れ Δ	$\pm 0.02H$		
						高 さ h	$h < 3m$		
	$h \geq 3m$	-100							
6 砂防編	2 流路	5 床固め工	8		魚道工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
						幅 w	-30		
						高 さ h_1, h_2	-30		
						厚 さ t_1, t_2	-20		
						延 長 L	-200		
6 砂防編	3 斜面対策	6 山腹水路工	4		山腹明暗渠工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (又は50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
						厚 さ t_1, t_2	-20		
						幅 w	-30		
						幅 w_1, w_2	-50		
						高 さ h_1, h_2	-30		
						深 さ h_3	-30		
						延 長 L	-200		

文言修正

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
6 砂 防 編	3 斜 面 対 策	7 地 下 水 排 除 工	4		集排水ボーリング工	削孔深さ ℓ	設計値以上	全数	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$
						配置誤差 d	100		
						せん孔方向 θ	± 2.5 度		
6 砂 防 編	3 斜 面 対 策	7 地 下 水 排 除 工	5		集水井工	基準高 ∇	± 50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$
						偏心量 d	150		
						長 さ L	-100		
						巻立て幅 w	-50		
						巻立て厚さ t	-30		
6 砂 防 編	3 斜 面 対 策	9 抑 止 杭 工	6		合成杭工	基準高 ∇	± 50	全数測定。	
						偏心量 d	D/4 以内 かつ 100 以内		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
6 砂 防 編	3 斜 面 対 策	7 地 下 水 排 除 工	4		集排水ボーリング工	削孔深さ ℓ	設計値以上	全数	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$
						配置誤差 d	100		
						せん孔方向 θ	± 2.5 度		
6 砂 防 編	3 斜 面 対 策	7 地 下 水 排 除 工	5		集水井工	基準高 ∇	± 50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$
						偏心量 d	150		
						長 さ L	-100		
						巻立て幅 w	-50		
						巻立て厚さ t	-30		
6 砂 防 編	3 斜 面 対 策	9 抑 止 杭 工	6		合成杭工	基準高 ∇	± 50	全数測定。	
						偏心量 d	D/4 以内 かつ 100 以内		

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	
6 砂防編	4 急傾斜地崩壊対策	5 コンクリート張工	5		コンクリート工	基礎	基準高 ∇	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1か所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2か所 延長については、1施工箇所毎	<p>基礎</p> <p>コンクリート張</p> <p>天端</p>
							厚さ t	-20		
							幅 W_1, W_2	-30		
							延長 L	-200		
						Co張	厚さ t	-30		
							基礎前幅 W	-30		
							法長 $\varnothing < 3m$	-50		
							法長 $\varnothing \geq 3m$	-100		
						天端	基準高 ∇	±50		
							高さ H	-30		
							幅 W	-30		
							延長 L	-200		

※基礎及び天端の延長Lは奥行き方向の長さ

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所								
6 砂防編	4 急傾斜地崩壊対策	5 コンクリート張工	5		コンクリート工	基礎	基準高 ∇	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所 延長については、1施工箇所毎	<p>基礎</p> <p>コンクリート張</p> <p>天端</p>							
							厚さ t	-20									
							幅 W_1, W_2	-30									
							延長 L	-200									
						Co張	厚さ t	-30									
							基礎前幅 W	-30									
							法長 $\varnothing < 3m$	-50									
							法長 $\varnothing \geq 3m$	-100									
						天端	基準高 ∇	±50									
							高さ H	-30									
							幅 W	-30									
							延長 L	-200									
														幅 W_1, W_2	-30		
														長さ L	-100		

文言修正
(一部修正)
測定箇所の図を修正

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
7 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (本体)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高(越流部堤頂高を含む)は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔(横継目)は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督員の指示による。	
						天 端 幅	±20		
						ジョイント間隔	±30		
						リ フ ト 高	±50		
						堤 幅	-30, +50		
						堤 長	-100		
7 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (水叩)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高(敷高)、ジョイント間は各ジョイント、各測定の交差点を測定。 ②長さ、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3. 水叩の平坦性の測定は監督員の指示による。	
ジョイント間隔	±30								
幅	±40								
長 さ	-100, +60								

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
7 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (本体)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高(越流部堤頂高を含む)は、各ジョイントについて測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて5リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔(横継目)は、5リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、天端中心線延長を測定。 3. ①越流堤頂部、天端仕上げなどの平坦性の測定方法は、監督員の指示による。 ②監査廊の敷高、幅、高さ、平坦性などの測定方法は監督員の指示による。	
						天 端 幅	±20		
						ジョイント間隔	±30		
						リ フ ト 高	±50		
						堤 幅	-30, +50		
						堤 長	-100		
7 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (水叩)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高(敷高)、ジョイント間は各ジョイント、各測定の交差点を測定。 ②長さ、各ジョイントごとに測定。 ③幅は、各測点ごとに測定。 3. 水叩の平坦性の測定は監督員の指示による。	
ジョイント間隔	±30								
幅	±40								
長 さ	-100, +60								

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
7 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (副ダム)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔は、3リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。	<p>J : ジョイント</p>
						ジョイント間隔	±30		
						リフト高	±50		
						堤幅	-30, +50		
						堤長	±40		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
7 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (副ダム)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔は、3リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。	<p>J : ジョイント</p>
						ジョイント間隔	±30		
						リフト高	±50		
						堤幅	-30, +50		
						堤長	±40		

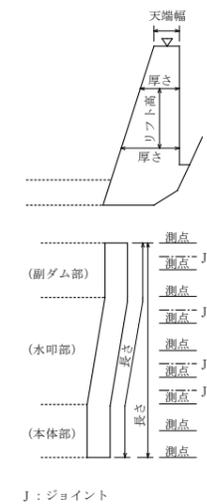
(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
7 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (副ダム)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、各ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、中心線又は、基準線との関係づけも含む) ③ジョイント間隔は、3リフトごと上流端、下流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。	
						ジョイント間隔	±30		
						リフト高	±50		
						堤幅	-30, +50		
						堤長	±40		

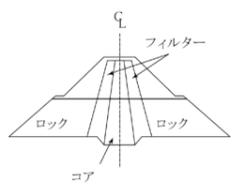
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
7 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (導流壁)	天 端 高 ▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、又はジョイントごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、又はジョイントについて3リフトごとに測定。 (注) リフト高、厚さの測定は、前面、背面型枠設置後からとする。なお、リフト高、厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打継目の接触部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長又は、測点に直角な水平延長を測定。	
						ジョイント間隔	±20		
						リフト高	±50		
						長 さ	±100		
						厚 さ	±20		

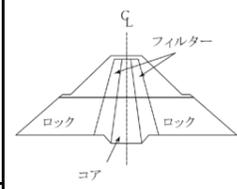


(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
7 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立 工	5		コアの盛立	基準高▽	設計値以上	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種(タンピング ローラ)の場合	
						外側境界線	-0, +500		
7 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立 工	6		フィルターの盛立	基準高▽	-0	各測点について5層毎に測定。	
						外側境界線	-0, +1000		
						盛立幅	-0, +1000		
7 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立 工	7		ロックの盛立	基準高▽	-100	各測点について盛立5m毎に測定。	
						外側境界線	-0, +2000		

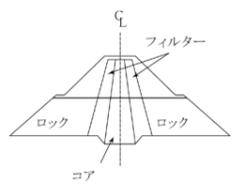
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
7 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立 工	5		コアの盛立	基準高▽	設計値以上	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種(タンピング ローラ)の場合	
						外側境界線	-0, +500		
7 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立 工	6		フィルターの盛立	基準高▽	-0	各測点について5層毎に測定。	
						外側境界線	-0, +1000		
						盛立幅	-0, +1000		
7 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立 工	7		ロックの盛立	基準高▽	-100	各測点について盛立5m毎に測定。	
						外側境界線	-0, +2000		

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
7 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立 工	5		コアの盛立	基準高▽	設計値以上	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種(タンピング ローラ)の場合	
						外側境界線	-0, +500		
7 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立 工	6		フィルターの盛立	基準高▽	-0	各測点について5層毎に測定。	
						外側境界線	-0, +1000		
						盛立幅	-0, +1000		
7 ダム 編	2 フィル ダム	4 盛立 工	7		ロックの盛立	基準高▽	-100	各測点について盛立5m毎に測定。	
						外側境界線	-0, +2000		

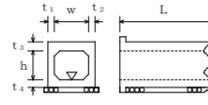
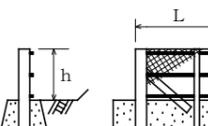


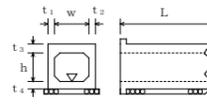
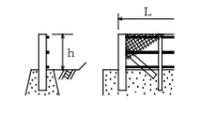
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
7 ダム 編	2 フィル ダム				フィルダム (洪水吐)	基準高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 1回/1施工箇所	<p>The diagram shows a cross-section of a filter dam. It has a trapezoidal shape with a top width 'w', a bottom width, and a height 't'. The distance between two filter dams is labeled 'ジョイント間隔' (Joint Spacing). The height from the bottom to the top is labeled 'リフト高' (Lift Height).</p>
						ジョイント間隔	±30		
						厚さ t	±20		
						幅 w	±40		
						リフト高さ	±20		
長さ L	±100								
7 ダム 編	3 基礎 グラウ チング	3 ボー リング 工			ボーリング工	深 度 L	設計値以上	ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面 で行うカーテングラウトに適用する。	<p>The diagram shows a vertical borehole with a length 'L'.</p>
						配 置 誤 差	100		

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所		
8 道路 編	1 道路 改良	3 工場 製作 工	2		遮音壁支柱製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
8 道路 編	1 道路 改良	9 カル バート 工	6		場所打函渠工	基準高 ∇	± 30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所にて測定。			
						厚さ $t_1 \sim t_4$	-20				
						幅 (内法) w	-30				
						高 さ h	± 30				
						延長 L	$L < 20m$				-50
							$L \geq 20m$				-100
8 道路 編	1 道路 改良	11 落石 雪害 防止 工	4		落石防止網工	幅 w	-200	1 施工箇所毎			
						延 長 L	-200				
8 道路 編	1 道路 改良	11 落石 雪害 防止 工	5		落石防止柵工	高 さ h	± 30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 か所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 箇所につき 2 か所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。			
						延 長 L	-200				

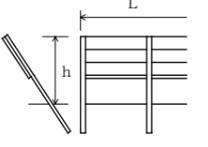
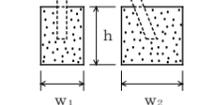
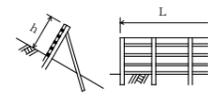
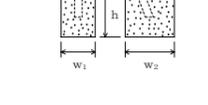
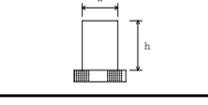
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所		
8 道路 編	1 道路 改良	3 工場 製作 工	2		遮音壁支柱製作工	部材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
8 道路 編	1 道路 改良	9 カル バート 工	6		場所打函渠工	基準高 ∇	± 30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所にて測定。			
						厚さ $t_1 \sim t_4$	-20				
						幅 (内法) w	-30				
						高 さ h	± 30				
						延長 L	$L < 20m$				-50
							$L \geq 20m$				-100
8 道路 編	1 道路 改良	11 落石 雪害 防止 工	4		落石防止網工	幅 w	-200	1 施工箇所毎			
						延 長 L	-200				
8 道路 編	1 道路 改良	11 落石 雪害 防止 工	5		落石防止柵工	高 さ h	± 30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 か所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 箇所につき 2 か所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。			
						延 長 L	-200				

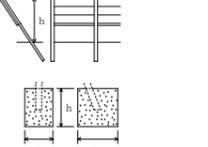
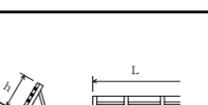
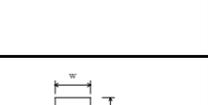
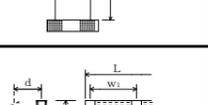
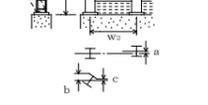
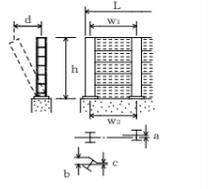
文言修正
(一部追加)
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の記載を追加

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和7年 月版)

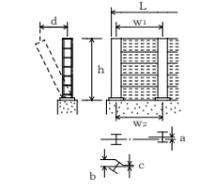
(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	
8 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	6		防雪柵工	高さ h	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 か所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 か所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
						延長 L	-200	1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
						基礎	幅 w_1, w_2	-30	基礎 1 基毎	
							高さ h	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
8 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	7		雪崩予防柵工	高さ h	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 か所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 か所。		
						延長 L	-200	1 施工箇所毎		
						基礎	幅 w_1, w_2	-30	基礎 1 基毎	
							高さ h	-30		
						アンカール長 ℓ	打込み ℓ	-10%	全数	
	埋込み ℓ	-5%								
8 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	4		遮音壁基礎工	幅 w	-30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 か所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 か所。		
						高さ h	-30			
						延長 L	-200	1 施工箇所毎		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	
8 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	6		防雪柵工	高さ h	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 か所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 か所。		
						延長 L	-200	1 施工箇所毎		
						基礎	幅 w_1, w_2	-30	基礎 1 基毎	
							高さ h	-30		
8 道路編	1 道路改良	11 落石雪害防止工	7		雪崩予防柵工	高さ h	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 か所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 か所。		
						延長 L	-200	1 施工箇所毎		
						基礎	幅 w_1, w_2	-30	基礎 1 基毎	
							高さ h	-30		
アンカール長 ℓ	打込み ℓ	-10%	全数							
	埋込み ℓ	-5%								
8 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	4		遮音壁基礎工	幅 w	-30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 か所、施工延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 か所。		
						高さ h	-30			
						延長 L	-200	1 施工箇所毎		
8 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	5		遮音壁本体工	間隔 w_1, w_2	±15	施工延長 5 スパンにつき 1 か所		
						ずれ a	10			
						ねじれ b - c	5			
						倒れ d	$h \times 0.5\%$			
						高さ h	+30, -20			
						延長 L	-200			1 施工箇所毎

文言修正
(一部追加)
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の記載を追加

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	摘要
8 道路編	1 道路改良	12 遮音壁工	5		遮音壁本体工	間隔 w_1, w_2	±15	施工延長 5 スパンにつき 1 か所		
						ずれ a	10			
						ねじれ b - c	5			
						倒れ d	$h \times 0.5\%$			
						高さ h	+30, -20			
						延長 L	-200			

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)		
							中規模以上	小規模以下	中規模以上		
8 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50	—	基準高は片側延長40m毎に1カ所の割で測定。 厚さは、片側延長40m毎に1カ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長40m毎に1カ所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長40m毎に1カ所の割とし、原則両端部で測定する。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 施工面積や橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。		
						t < 15cm	-30	-10			
						t ≥ 15cm	-45	-15			
						幅	-100	—			
8 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚 さ	-9	-3	幅は、片側延長40m毎に1カ所の割で測定。 厚さは、片側延長40m毎に1カ所コア一を採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長40m毎に1カ所の割とし、原則両端部で測定する。		
						幅	-25	—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)		
							中規模以上	小規模以下	中規模以上		
8 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50	—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定する。 厚さは、片側延長40m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長40m毎に1ヶ所測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長40m毎に1カ所の割とし、原則両端部で測定する。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は採用しない。		
						t < 15cm	-30	-10			
						t ≥ 15cm	-45	-15			
						幅	-100	—			
8 道 路 編	2 舗 装	4 舗 装 工			歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚 さ	-9	-3	幅は、片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長40m毎に1ヶ所コア一を採取して測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長40m毎に1カ所の割とし、原則両端部で測定する。		
						幅	-25	—			

文言修正
(一部追加)
・「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の記載を追加
・コア採取の記載を追加

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
8 道 路 編	2 舗 装	5 排 水 構 造 物 工	9		排水性舗装用路肩排水工	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 か所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 か所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
						延 長 L	-200	1 か所 / 1 施工箇所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
8 道 路 編	2 舗 装	7 踏 掛 版 工	4		踏掛版工 (コンクリート工)	基 準 高	±20	1 か所 / 1 踏掛版	
						各 部 の 厚 さ	±20	1 か所 / 1 踏掛版	
						各 部 の 長 さ	±30	1 か所 / 1 踏掛版	
					踏掛版工 (ラバーシュー)	各 部 の 長 さ	±20	全数	
						厚 さ	—		
					踏掛版工 (アンカーボルト)	中 心 の ず れ	±20	全数	
						ア ン カ ー 長	±20	全数	

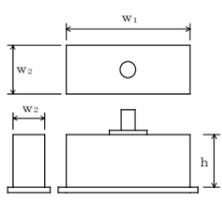
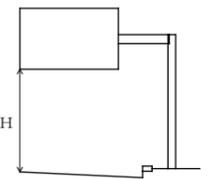
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
8 道 路 編	2 舗 装	5 排 水 構 造 物 工	9		排水性舗装用路肩排水工	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 か所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 か所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工編 計測技術 (断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
						延 長 L	-200	1 か所 / 1 施工箇所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 舗装工編 計測技術 (断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
8 道 路 編	2 舗 装	7 踏 掛 版 工	4		踏掛版工 (コンクリート工)	基 準 高	±20	1 か所 / 1 踏掛版	
						各 部 の 厚 さ	±20	1 か所 / 1 踏掛版	
						各 部 の 長 さ	±30	1 か所 / 1 踏掛版	
					踏掛版工 (ラバーシュー)	各 部 の 長 さ	±20	全数	
						厚 さ	—		
					踏掛版工 (アンカーボルト)	中 心 の ず れ	±20	全数	
						ア ン カ ー 長	±20	全数	

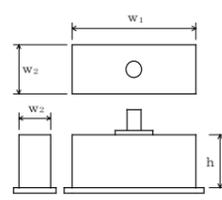
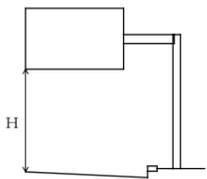
文言修正
(一部修正)
適用すべき諸基準類との整合

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
8 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w_1, w_2	-30	基礎一基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	
						高 さ h	-30		
8 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
8 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w_1, w_2	-30	基礎一基毎	
						高 さ h	-30		
8 道 路 編	2 舗 装	9 標 識 工	4	2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基	

文言修正
(一部追加)
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の記載を追加

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
8 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	1	ケーブル配管工	埋 設 深 t	0~+50	接続部間毎に1ヶ所	
						延 長 L	-200	接続部間毎で全数	
8 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基 準 高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合	
						※厚さ t ₁ ~t ₅	-20		
						※幅 w ₁ , w ₂	-30		
						※高さ h ₁ , h ₂	-30		
8 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	-30	1ヶ所/1施工箇所	
						高 さ h	-30		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
8 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	1	ケーブル配管工	埋 設 深 t	0~+50	接続部間毎に1ヶ所	
						延 長 L	-200	接続部間毎で全数	
8 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基 準 高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合	
						※厚さ t ₁ ~t ₅	-20		
						※幅 w ₁ , w ₂	-30		
						※高さ h ₁ , h ₂	-30		
8 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	6		照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	-30	1ヶ所/1施工箇所	
						高 さ h	-30		

文言修正

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	
8 道 路 編	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	3		鋼製橋脚製作工	部 材	脚柱とベースプレート の鉛直度 δ (mm)	w/500	各脚柱、ベースプレートを測定。	
						ベ ー ス プ レ ー ト	孔の位置	±2	全数を測定。	
							孔の径 d	0~5	全数を測定。	
						仮 組 立 時	柱の中心間隔、 対角長 L (m)	±5... L ≤ 10m ±10... 10 < L ≤ 20m ±(10 + (L - 20)/10) ... 20m < L	両端部及び片持ばり部を測定。	
							はりのキャンパー 及び柱の曲がり δ (mm)	L/1,000	各主構の各格点を測定。	
							柱の鉛直度 δ (mm)	10...H ≤ 10 H...H > 10	各柱及び片持ばり部を測定。 H: 高さ (m)	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	
8 道 路 編	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	3		鋼製橋脚製作工	部 材	脚柱とベースプレート の鉛直度 δ (mm)	w/500	各脚柱、ベースプレートを測定。	
						ベ ー ス プ レ ー ト	孔の位置	±2	全数を測定。	
							孔の径 d	0~5	全数を測定。	
						仮 組 立 時	柱の中心間隔、 対角長 L (m)	±5... L ≤ 10m ±10... 10 < L ≤ 20m ±(10 + (L - 20)/10) ... 20m < L	両端部及び片持ばり部を測定。	
							はりのキャンパー 及び柱の曲がり δ (mm)	L/1,000	各主構の各格点を測定。	
							柱の鉛直度 δ (mm)	10...H ≤ 10 H...H > 10	各柱及び片持ばり部を測定。 H: 高さ (m)	

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
8 道路 編	3 橋梁 下部	6 橋台 工	8		橋台躯体工	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	
						厚 さ t	-20		
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-10		
						天 端 幅 w_2 (橋軸方向)	-10		
						敷 幅 w_3 (橋軸方向)	-50		
						高 さ h_1	-50		
						胸壁の高さ h_2	-30		
						天 端 長 l_1	-50		
						敷 長 l_2	-50		
						胸壁間距離 l	± 30		
	支間長及び 中心線の変位	± 50							

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
8 道路 編	3 橋梁 下部	6 橋台 工	8		橋台躯体工	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 構造物工編(試行)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)	
						厚 さ t	-20		
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-10		
						天 端 幅 w_2 (橋軸方向)	-10		
						敷 幅 w_3 (橋軸方向)	-50		
						高 さ h_1	-50		
						胸壁の高さ h_2	-30		
						天 端 長 l_1	-50		
						敷 長 l_2	-50		
						胸壁間距離 l	± 30		
	支間長及び 中心線の変位	± 50							
	支保部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高 $+10 \sim -20$							
		平面位置 ± 20							
		アンカーボルト孔の鉛直度 $1/50$ 以下							

(一部追加)
 ・「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の記載を追加
 ・支保部アンカーボルトの測定項目及び測定箇所の追加
 (一部修正)
 適用すべき諸基準類との整合

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
8 道路 編	3 橋梁 下部	6 橋台 工	8		支保部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	$+10 \sim -20$	支保部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。	
						平面位置	± 20		
						アンカーボルト孔の鉛直度	$1/50$ 以下		

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
8 道路 編	3 橋梁 下部	7 RC 橋脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	
						厚 さ t	-20		
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-20		
						敷 幅 w_2 (橋軸方向)	-50		
						高 さ h	-50		
						天 端 長 l_1	-50		
						敷 長 l_2	-50		
						橋脚中心間距離 θ	± 30		
支間長及び中心線の変位	± 50								

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所		
8 道路 編	3 橋梁 下部	7 RC 橋脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基準高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 構造物工編(試行)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)			
						厚 さ t	-20				
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-20				
						敷 幅 w_2 (橋軸方向)	-50				
						高 さ h	-50				
						天 端 長 l_1	-50				
						敷 長 l_2	-50				
						橋脚中心間距離 θ	± 30				
						支間長及び中心線の変位	± 50				
						支保部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高			+10~-20	
							平面位置			± 20	
							アンカーボルト孔の鉛直度			1/50以下	

(一部追加)
・「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の記載を追加
・支保部アンカーボルトの測定項目及び測定箇所の追加
(一部修正)
適用すべき諸基準類との整合

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
8 道路 編	3 橋梁 下部	7 RC 橋脚 工	9	1	支保部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	+10~-20	支保部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は寄座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。	
						平面位置	± 20		
						アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
8 道路 編	3 橋梁 下部	7 RC 橋脚 工	9	1	支保部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高	+10~-20	支保部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は寄座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。	
						平面位置	± 20		
						アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下		

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
8 道路 編	3 橋梁 下部	7 RC 橋脚 工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 支保部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は各座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。	
						厚さ t	-20		
						天端幅 w ₁	-20		
						敷幅 w ₂	-20		
						高さ h	-50		
						長さ l	-20		
						橋脚中心間距離 ℓ	±30		
						支間長及び中心線の変位	±50		
						支保部アンカーボルトの箱抜き規格値			
						計画高	+10~-20		
平面位置	±20								
アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下								

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
8 道路 編	3 橋梁 下部	7 RC 橋脚 工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 構造物工編(試行)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)	
						厚さ t	-20		
						天端幅 w ₁	-20		
						敷幅 w ₂	-20		
						高さ h	-50		
						長さ l	-20		
						橋脚中心間距離 ℓ	±30		
						支間長及び中心線の変位	±50		
						支保部アンカーボルトの箱抜き規格値			
						計画高	+10~-20		
平面位置	±20								
アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下								
8 道路 編	3 橋梁 下部	8 鋼製 橋脚 工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	
						幅(橋軸方向) w	-50		
						高さ h	-50		
						長さ l	-50		

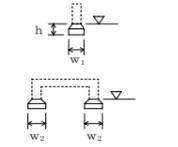
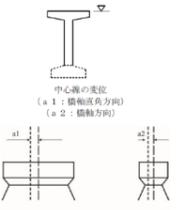
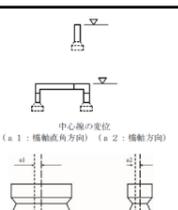
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
8 道路 編	3 橋梁 下部	8 鋼製 橋脚 工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	

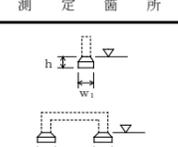
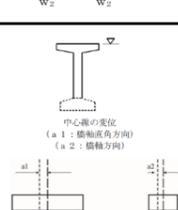
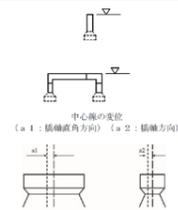
(一部追加)
・「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の記載を追加
・支保部アンカーボルトの測定項目及び測定箇所の追加
(一部修正)
適用すべき諸基準類との整合

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
8 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基 準 高 ∇	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	
						幅 w_1, w_2	-50		
						高 さ h	-50		
8 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基 準 高 ∇	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	
						橋脚中心間距離 ℓ	±30		
						支 間 長 及 び 中心線の変位	±50		
8 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	10	2	橋脚架設工 (門型)	基 準 高 ∇	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	
						橋脚中心間距離 ℓ	±30		
						支 間 長 及 び 中心線の変位	±50		
8 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 δ_1, δ_2 (mm)	5 ※±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※は耐候性鋼材(裸使用)の場合	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
8 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基 準 高 ∇	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	
						幅 w_1, w_2	-50		
						高 さ h	-50		
8 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基 準 高 ∇	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	
						橋脚中心間距離 ℓ	±30		
						支 間 長 及 び 中心線の変位	±50		
8 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	10	2	橋脚架設工 (門型)	基 準 高 ∇	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。	
						橋脚中心間距離 ℓ	±30		
						支 間 長 及 び 中心線の変位	±50		
8 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 δ_1, δ_2 (mm)	5 ※±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※は耐候性鋼材(裸使用)の場合	

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所		
8 道路 編	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	9		橋梁用高欄製作工	部 材	部材長ℓ (m)	±3……ℓ≤10 ±4……ℓ>10	図面の寸法表示箇所にて測定。		
8 道路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 架 設 工	10	1	支承工 (鋼製支承)	据 付 け 高 さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が300mm以下の場合、 水平面の高低差を1mm以下とする。 なお、支承を勾配なりに据付ける場合 を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定 する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測 し、支承据付時のオフセット量δを考 慮して、移動可能量が道路橋支承便覧 の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完 了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。			
						可動支承の移動可能 量 注2)	設計移動量以上				
						支 承 中 心 間 隔 (橋軸直角方向)	コンクリ ート橋			鋼橋	±5 ±(4+0.5×(B- 2))
						水 平 度	橋 軸 方 向			1/100	
							橋 軸 直 角 方 向				
						可動支承の橋軸方向のずれ、 同一支承線上の相対誤差	5				
						可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴う移動量 計算値の1/2以上				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所		
8 道路 編	4 鋼 橋 上 部	3 工 場 製 作 工	9		橋梁用高欄製作工	部 材	部材長ℓ (m)	±3……ℓ≤10 ±4……ℓ>10	図面の寸法表示箇所にて測定。		
8 道路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 架 設 工	10	1	支承工 (鋼製支承)	据 付 け 高 さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が300mm以下の場合、 水平面の高低差を1mm以下とする。 なお、支承を勾配なりに据付ける場合 を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定 する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測 し、支承据付時のオフセット量δを考 慮して、移動可能量が道路橋支承便覧 の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完 了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。			
						可動支承の移動可能 量 注2)	設計移動量以上				
						支 承 中 心 間 隔 (橋軸直角方向)	コンクリ ート橋			鋼橋	±5 ±(4+0.5×(B- 2))
						水 平 度	橋 軸 方 向			1/100	
							橋 軸 直 角 方 向				
						可動支承の橋軸方向のずれ、 同一支承線上の相対誤差	5				
						可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴う移動量 計算値の1/2以上				

8 道路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 架 設 工	10	2	支承工 (ゴム支承)	据 付 け 高 さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 上部構造部材下面とゴム支承面との接 触面及びゴム支承と台座モルタルとの 接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合、 水平面の高低差を1mm以下とする。 なお、支承を勾配なりに据付ける場合 を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定 する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測 し、支承据付時のオフセット量δを考 慮して、移動可能量が道路橋支承便覧 の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完 了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。			
						可動支承の移動可能 量 注2)	設計移動量以上				
						支 承 中 心 間 隔 (橋軸直角方向)	コンクリ ート橋			鋼橋	±5 ±(4+0.5×(B- 2))
						水 平 度	橋 軸 方 向			1/300	
							橋 軸 直 角 方 向				
						可動支承の橋軸方向のずれ、 同一支承線上の 相対誤差	5				
						可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴う移動量 計算値の1/2以上				

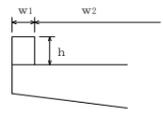
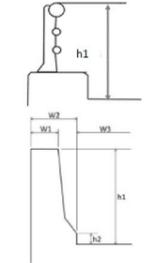
8 道路 編	4 鋼 橋 上 部	5 鋼 橋 架 設 工	10	2	支承工 (ゴム支承)	据 付 け 高 さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 上部構造部材下面とゴム支承面との接 触面及びゴム支承と台座モルタルとの 接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合、 水平面の高低差を1mm以下とする。 なお、支承を勾配なりに据付ける場合 を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定 する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測 し、支承据付時のオフセット量δを考 慮して、移動可能量が道路橋支承便覧 の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完 了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。			
						可動支承の移動可能 量 注2)	設計移動量以上				
						支 承 中 心 間 隔 (橋軸直角方向)	コンクリ ート橋			鋼橋	±5 ±(4+0.5×(B- 2))
						水 平 度	橋 軸 方 向			1/300	
							橋 軸 直 角 方 向				
						可動支承の機能確認 注3)	5				
						可動支承の移動量 注3)	温度変化に伴う移動量 計算値の1/2以上				

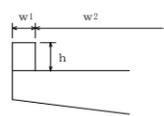
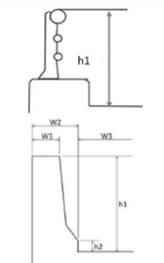
文言修正

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
8 道路 編	4 橋梁 上部	8 橋梁 付 属物 工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の 削孔長	設計値以上	全数測定 D:アンカーボルト径 (mm)	
						アンカーボルト定着長	-20以内かつ 1D以内		
8 道路 編	4 橋梁 上部	8 橋梁 付 属物 工	5		地覆工	地覆の幅 w_1	-10~+20	1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。	
						地覆の高さ h	-10~+20		
						有効幅員 w_2	0~+30		
8 道路 編	4 橋梁 上部	8 橋梁 付 属物 工	6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天 端 幅 w_1	-5~+10	1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。	
						地 覆 の 幅 w_2	-10~+20		
						高 さ h_1	-20~+30		
						高 さ h_2	-10~+20		
						有 効 幅 員 w_3	0~+30		
8 道路 編	4 橋梁 上部	8 橋梁 付 属物 工	8		検査路工	幅	±3	1ブロックを抽出して測定	
						高 さ	±4		

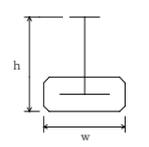
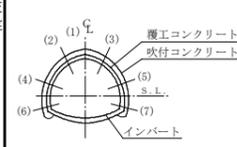
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
8 道路 編	4 橋梁 上部	8 橋梁 付 属物 工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の 削孔長	設計値以上	全数測定 D:アンカーボルト径 (mm)	
						アンカーボルト定着長	-20以内かつ 1D以内		
8 道路 編	4 橋梁 上部	8 橋梁 付 属物 工	5		地覆工	地覆の幅 w_1	-10~+20	1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。	
						地覆の高さ h	-10~+20		
						有効幅員 w_2	0~+30		
8 道路 編	4 橋梁 上部	8 橋梁 付 属物 工	6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天 端 幅 w_1	-5~+10	1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。	
						地 覆 の 幅 w_2	-10~+20		
						高 さ h_1	-20~+30		
						高 さ h_2	-10~+20		
						有 効 幅 員 w_3	0~+30		
8 道路 編	4 橋梁 上部	8 橋梁 付 属物 工	8		検査路工	幅	±3	1ブロックを抽出して測定	
						高 さ	±4		

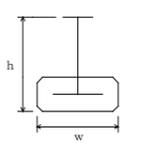
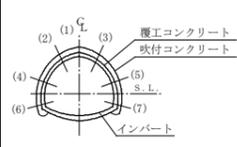
文言修正
(一部修正)
適用すべき諸基準類との整合

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

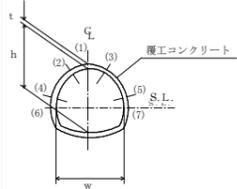
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
8 道 路 編	5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部	6 プ レ ビ ー ム 桁 橋 工	2		プレビーム桁製作工 (現場)	幅 w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッ シング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部 の3ヶ所とする。 ℓ：スパン長	
						高 さ h	+10 -5		
						桁 長 ℓ スパン長	ℓ<15…±10 ℓ≥15… ±(ℓ-5) かつ -30mm以内		
						横方向最大タワミ	0.8ℓ		
8 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	4 支 保 工	3		吹付工	吹 付 け 厚 さ	設計吹付け厚 以上。ただし、 良好な岩盤で 施工端部、突出 部等の特殊な 箇所は設計吹 付け厚の1/3 以上を確保す るものとする。	施工延長40m毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測 定。 注)良好な岩盤とは、「道路トンネル技 術基準(構造編)・同解説」にいう地盤 等級A又はBに該当する地盤とする。	
						位置間隔	—		
8 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	4 支 保 工	4		ロックボルト工	位 置 間 隔	—	施工延長40m毎に断面全本数検測。	
						角 度	—		
						削 孔 深 さ	—		
						孔 径	—		
					突 出 量	プレート下面 から10cm以内			

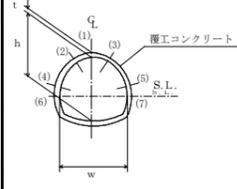
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
8 道 路 編	5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部	6 プ レ ビ ー ム 桁 橋 工	2		プレビーム桁製作工 (現場)	幅 w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッ シング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部 の3ヶ所とする。 ℓ：スパン長	
						高 さ h	+10 -5		
						桁 長 ℓ スパン長	ℓ<15…±10 ℓ≥15… ±(ℓ-5) かつ -30mm以内		
						横方向最大タワミ	0.8ℓ		
8 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	4 支 保 工	3		吹付工	吹 付 け 厚 さ	設計吹付け厚 以上。ただし、 良好な岩盤で 施工端部、突出 部等の特殊な 箇所は設計吹 付け厚の1/3 以上を確保す るものとする。	施工延長40m毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測 定。 注)良好な岩盤とは、「道路トンネル技 術基準(構造編)にいう地盤等級A又はB に該当する地盤とする。	
						位置間隔	—		
8 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	4 支 保 工	4		ロックボルト工	位 置 間 隔	—	施工延長40m毎に断面全本数検測。	
						角 度	—		
						削 孔 深 さ	—		
						孔 径	—		
					突 出 量	プレート下面 から10cm以内			

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
8 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	5 覆 工	3		覆工コンクリート工	基準高▽ (拱頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所、(2)～(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。	
						幅 w (全幅)	-50		
						高さ h (内法)	-50		
						厚 さ t	設計値以上		
						延 長 L	—		

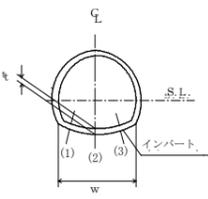
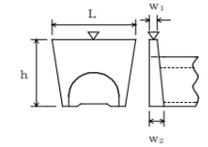
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
8 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	5 覆 工	3		覆工コンクリート工	基準高▽ (拱頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所、(2)～(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) トンネル工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。	
						幅 w (全幅)	-50		
						高さ h (内法)	-50		
						厚 さ t	設計値以上		
						延 長 L	—		

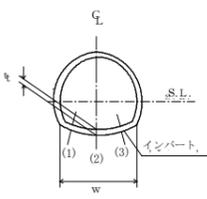
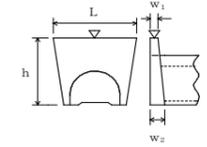
文言修正

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

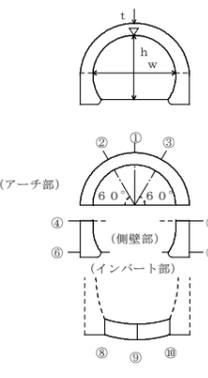
(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

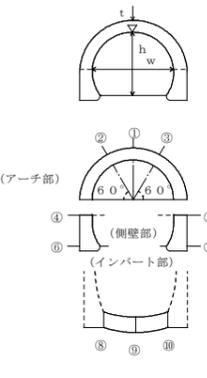
摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	
8 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	5 覆 工	5		床版コンクリート工	幅 w	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚 さ t	-30			
8 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	6 イン バート 工	4		インバート本体工	幅 w (全幅)	-50	(1) 幅は、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (ロ) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。		
						厚 さ t	設計値以上			
						延 長 L	—			
8 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	8 坑 門 工	4		坑門本体工	基 準 高 ▽	±50	図面の主要寸法表示箇所にて測定。		
						幅 w ₁ , w ₂	-30			
						高 さ h	h < 3m			-50
							h ≧ 3m			-100
						延 長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	
8 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	5 覆 工	5		床版コンクリート工	幅 w	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						厚 さ t	-30			
8 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	6 イン バート 工	4		インバート本体工	幅 w (全幅)	-50	(1) 幅は、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (ロ) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。		
						厚 さ t	設計値以上			
						延 長 L	—			
8 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	8 坑 門 工	4		坑門本体工	基 準 高 ▽	±50	図面の主要寸法表示箇所にて測定。		
						幅 w ₁ , w ₂	-30			
						高 さ h	h < 3m			-50
							h ≧ 3m			-100
						延 長 L	-200			

文言修正

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
8 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	8 坑 門 工	5		明り巻工	基 準 高 ▽ (拱頂)	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1ヶ所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①~⑩において、厚さの測定を行う。	
						幅 w (全幅)	-50		
						高 さ h (内法)	-50		
						厚 さ t	-20		
						延 長 L	—		

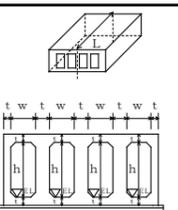
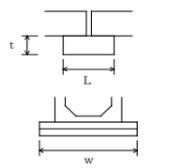
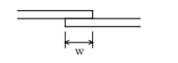
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
8 道路 編	6 トン ネル (N A T M)	8 坑 門 工	5		明り巻工	基 準 高 ▽ (拱頂)	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長40mにつき1ヶ所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①~⑩において、厚さの測定を行う。	
						幅 w (全幅)	-50		
						高 さ h (内法)	-50		
						厚 さ t	-20		
						延 長 L	—		

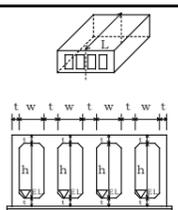
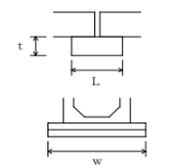
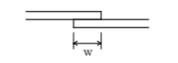
文言修正

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

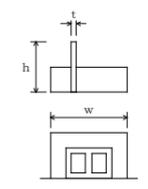
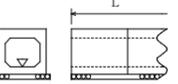
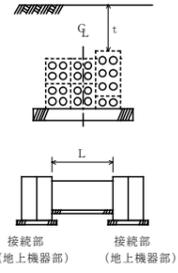
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
8 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	2		現場打躯体工	基 準 高 ∇	± 30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。	
						厚 さ t	-20		
						内 空 幅 w	-30		
						内 空 高 h	± 30		
						ブ ロ ッ ク 長 L	-50		
8 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	4		カラー継手工	厚 さ t	-20	図面の寸法表示箇所にて測定。	
幅 w	-20								
長 さ L	-20								
8 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	1	防水工 (防水)	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版にて測定。	
8 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	2	防水工 (防水保護工)	厚 さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」にて測定。	

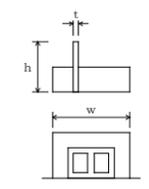
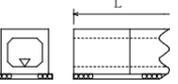
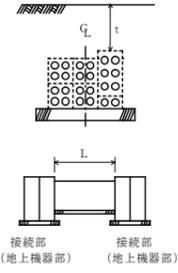
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
8 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	2		現場打躯体工	基 準 高 ∇	± 30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。	
						厚 さ t	-20		
						内 空 幅 w	-30		
						内 空 高 h	± 30		
						ブ ロ ッ ク 長 L	-50		
8 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	4		カラー継手工	厚 さ t	-20	図面の寸法表示箇所にて測定。	
幅 w	-20								
長 さ L	-20								
8 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	1	防水工 (防水)	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版にて測定。	
8 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	2	防水工 (防水保護工)	厚 さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」にて測定。	

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
8 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	3	防水工 (防水壁)	高 さ h	-20	図面の寸法表示箇所にて測定。	
						幅 w	±50		
						厚 さ t	-20		
8 道 路 編	11 共 同 溝	7 プ レ キ ャ ス ト 構 築 工	2		プレキャスト躯体工	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 か所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 か所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。	
						延 長 L	-200		
8 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	2		管路工 (管路部)	埋 設 深 t	0～+50	接続部 (地上機器部) 間毎に 1 か所。	
						延 長 L	-200		

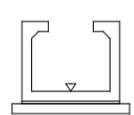
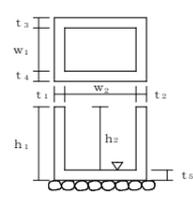
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
8 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	3	防水工 (防水壁)	高 さ h	-20	図面の寸法表示箇所にて測定。	
						幅 w	±50		
						厚 さ t	-20		
8 道 路 編	11 共 同 溝	7 プ レ キ ャ ス ト 構 築 工	2		プレキャスト躯体工	基 準 高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1 か所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 か所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。	
						延 長 L	-200		
8 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	2		管路工 (管路部)	埋 設 深 t	0～+50	接続部 (地上機器部) 間毎に 1 か所。	
						延 長 L	-200		

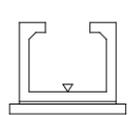
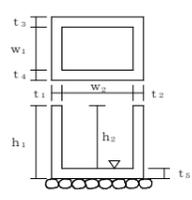
文言修正

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
8 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	3		プレキャストボックス工 (特殊部)	基 準 高 ▽	±30	接続部 (地上機器部) 間毎に1カ所。	
8 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	6 付 帯 設 備 工	2		ハンドホール工	基 準 高 ▽	±30	1カ所毎 ※は現場打部分のある場合	
						※厚 さ t ₁ ~t ₅	-20		
						※幅 w ₁ , w ₂	-30		
						※高 さ h ₁ , h ₂	-30		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
8 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	5 電 線 共 同 溝 工	3		プレキャストボックス工 (特殊部)	基 準 高 ▽	±30	接続部 (地上機器部) 間毎に1カ所。	
8 道 路 編	12 電 線 共 同 溝	6 付 帯 設 備 工	2		ハンドホール工	基 準 高 ▽	±30	1カ所毎 ※は現場打部分のある場合	
						※厚 さ t ₁ ~t ₅	-20		
						※幅 w ₁ , w ₂	-30		
						※高 さ h ₁ , h ₂	-30		

文言修正

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X10)		
8 道 路 編	14 道 路 維 持	4 舗 装 工	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることが出来る	
						厚さ t (オーバーレイ)	-9			
						幅 w	-25			
						延長 L	-100			
						平坦性	-	3mプロファイル計(σ)2.4mm以下 直読式(足付き)(σ)1.75mm以下		
8 道 路 編	14 道 路 維 持	4 舗 装 工	5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または標高較差(切削)のみ	厚さ t (標高較差)(切削)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差(切削)を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さ t または標高較差(切削)は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ(オーバーレイ)は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。	
						厚さ t (オーバーレイ)	-9			
						幅 w	-25			
						延長 L	-100			
						平坦性	-	3mプロファイル計(σ)2.4mm以下 直読式(足付き)(σ)1.75mm以下		
8 道 路 編	14 道 路 維 持	4 舗 装 工	7		路上再生工	厚さ t	-30	幅は延長40m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、各車線40m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。		
						幅 w	-50			
						延長 L	-100			

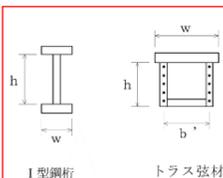
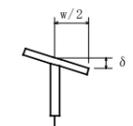
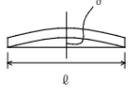
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X10)		
8 道 路 編	14 道 路 維 持	4 舗 装 工	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。	
						厚さ t (オーバーレイ)	-9			
						幅 w	-25			
						延長 L	-100			
						平坦性	-	3mプロファイル計(σ)2.4mm以下 直読式(足付き)(σ)1.75mm以下		
8 道 路 編	14 道 路 維 持	4 舗 装 工	5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または標高較差(切削)のみ	厚さ t (標高較差)(切削)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)(路面切削工編)に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差(切削)を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さ t または標高較差(切削)は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ(オーバーレイ)は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。	
						厚さ t (オーバーレイ)	-9			
						幅 w	-25			
						延長 L	-100			
						平坦性	-	3mプロファイル計(σ)2.4mm以下 直読式(足付き)(σ)1.75mm以下		
8 道 路 編	14 道 路 維 持	4 舗 装 工	7		路上再生工	厚さ t	-30	幅は延長40m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、各車線40m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。		
						幅 w	-50			
						延長 L	-100			

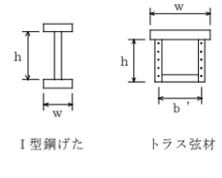
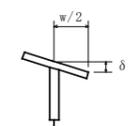
文言修正
(一部追加)
「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の記載を追加

(新) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和8年4月版)

(旧) 神奈川県 土木工事施工管理基準 (令和4年4月版)

摘要

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所
								鋼桁等	トラス・アーチ等	
8	16	3	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m) ...	$\pm 2 \dots$ $w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2)$ \dots $2.0 < w$	主桁・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。	
								床組など	構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。	
								主桁	各支点及び各支間中央付近を測定。	
					フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$				
					圧縮材の曲がり δ (mm)	$\ell/1,000$	—		主要部材全数を測定。 ℓ : 部材長 (mm)	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所
								鋼桁等	トラス・アーチ等	
8	16	3	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m) ...	$\pm 2 \dots$ $w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots$ $0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2)$ \dots $2.0 < w$	主桁・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。	
								床組など	構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。	
								主桁	各支点及び各支間中央付近を測定。	
					フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$				
					圧縮材の曲がり δ (mm)	$\ell/1,000$	—		主要部材全数を測定。 ℓ : 部材長 (mm)	